

長万部町一般廃棄物処理基本計画 (中間見直し)

令和6年3月

— はじめに —

将来像

町民みんなでつくる 健やかに暮らせるまち おしゃまんべ

我が国における大量生産、大量消費、大量廃棄の社会は、私たちに便利で快適な生活をもたらしましたが、それと同時にダイオキシンの発生やごみ処理経費の増大、埋立て処分場のひっ迫などの様々な環境問題を引き起こしています。さらに、地球温暖化が極めて重要な課題となっており、人類が持続的に発展していくためには、地球環境と資源の保全が世界各国の共通した課題になっています。廃棄物の処理・リサイクルの分野においても可能な限り環境への負荷を低減していくことが大切であり、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の3Rを進め、循環型の社会づくりを進めていく必要があります。

本町においては、循環型社会づくりの基本的方向性を示した「長万部町一般廃棄物処理基本計画」を平成25年4月に策定し、平成31年3月に中間見直しをしていますが、中間見直しから概ね5年が経過するため、ごみや資源を取り巻く状況や本町における廃棄物行政の現状を踏まえ、本計画を見直し、令和5年度以降のごみ処理行政の基本的方向性を明らかにしています。

本計画では「町民みんなでつくる 健やかに暮らせるまち おしゃまんべ」を将来像として掲げ、3つの基本方針と、1人1日当たり家庭系ごみ排出量、ごみの総排出量、資源化率を数値目標としました。この目標達成に向けて、町民、事業者、地域、町の協働による、施策の推進を進めていきます。

第1章 計画の概要	1
1 一般廃棄物処理基本計画とは	1
2 本計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 ごみ処理行政の動向	4
第2章 ごみを取り巻く状況	8
1 地域の概況	8
2 ごみの排出状況	16
3 資源ごみの排出・資源化の取り組み状況	19
4 ごみ・資源ごみの処理・処分状況	22
5 ごみ処理体制	25
6 ごみ処理・リサイクル事業にかかるコスト	33
7 現状を踏まえた本町の課題	34
8 ごみ排出量の将来推計	35
第3章 計画のビジョン	36
1 将来像・基本方針	36
2 計画目標	37
3 目標達成時のごみ排出の状況	41
第4章 個別計画	42
1 ごみ処理計画排出抑制・再資源化のための施策	42
2 適正処理のための施策	47
3 町民、事業者、地域、町の協働による推進のための施策	52
第5章 生活排水処理基本計画	53
1 生活排水処理基本計画の位置づけ	53
2 生活排水処理の流れ	53
3 生活排水処理の現状	55
4 生活排水処理の課題	57
5 計画のビジョン	58
6 個別計画	61
7 基本目標達成のための役割	63
参考資料	64
1 将来人口	64
2 ごみ排出量の将来推計結果	65
3 目標達成時ごみ排出量の将来推計結果	66
4 生活排水処理の将来推計結果	67

第1章 計画の概要

1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を明確にするものであり、計画の基本理念、基本方針の考え方、数値目標、個別計画等について策定するものです。

廃棄物関連法令として、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年（2016年）9月 環境省）において、目標年次を10年から15年先において、概ね5年ごとに計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には計画の見直しを行うことが適切であるとされています。なお、生活排水に係わる方向性を示した生活排水処理基本計画の作成にあたっては「生活排水処理基本計画策定指針」（平成2年（1990年）10月 厚生省）を参考にする必要があります。

本町においては、循環型社会づくりの基本的方向性を示した「長万部町一般廃棄物処理基本計画」を平成25年（2013年）4月に策定、平成31年（2019年）3月に中間見直しをしています。中間見直しから概ね5年が経過するため、ごみや資源を取り巻く状況や本町における廃棄物行政の現状を踏まえ、計画を改定する必要があります。

本計画は本町のごみ処理の現状と課題を整理し、令和5年度（2023年度）以降のごみ処理行政の基本的方向性を明らかにすることを目的とします。

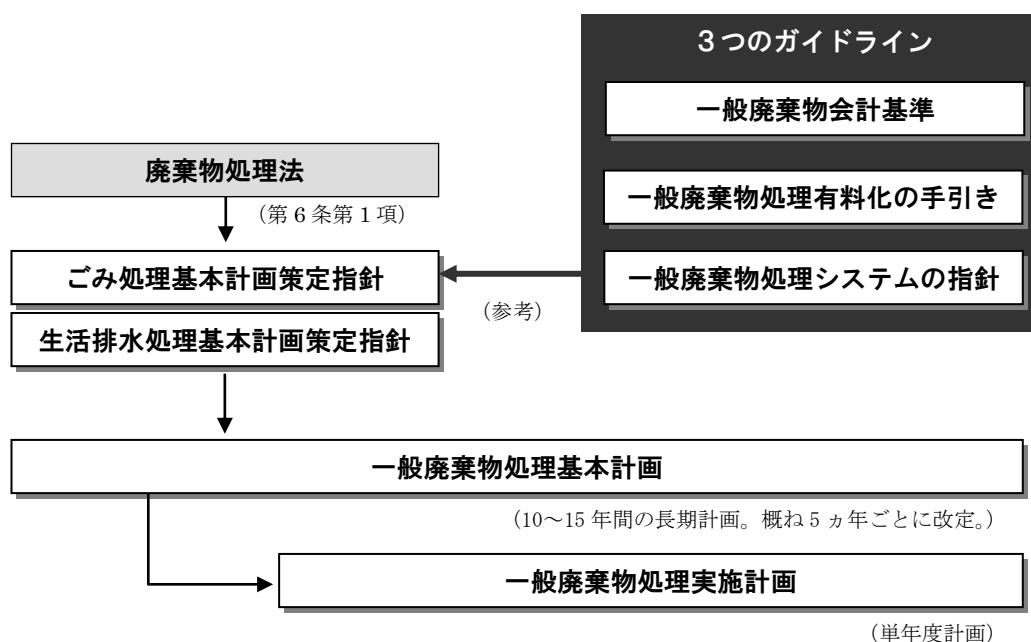
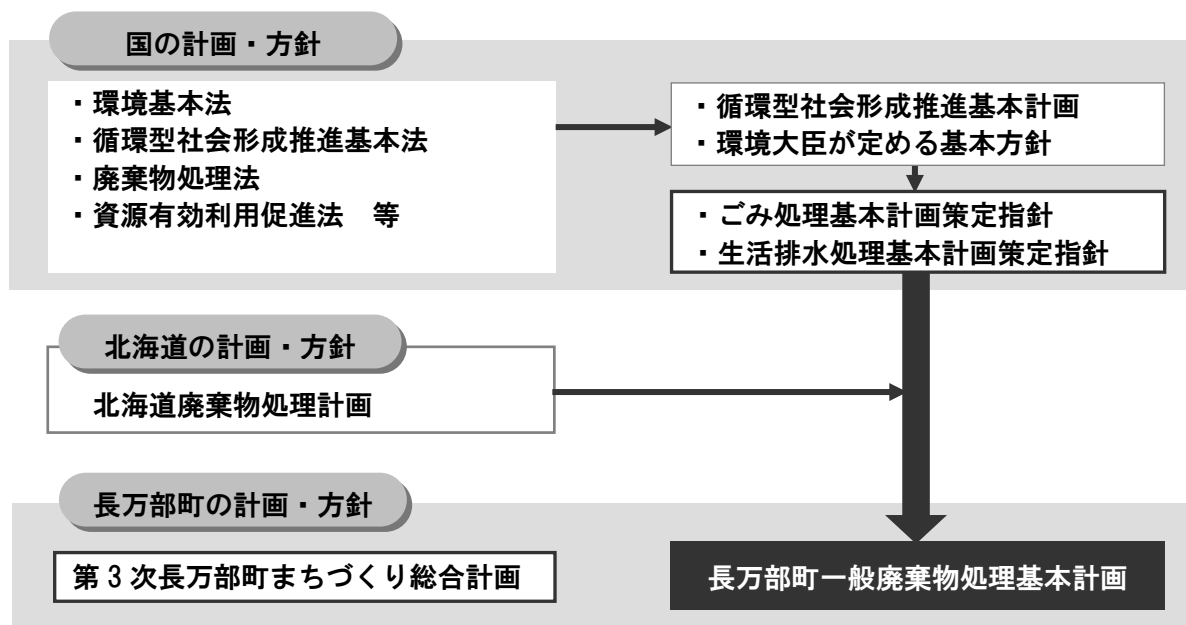


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2 本計画の位置づけ

計画の作成に当たっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年（2016年）9月環境省）を参考とし、国、道及び町の定めている上位計画や関連する計画との整合を取りながら検討を行う必要があります。本計画の国、道及び町の計画・方針との関連性を以下に示します。



一般廃棄物処理計画			
一般廃棄物処理基本計画		一般廃棄物処理実施計画	
ごみ処理基本計画	生活排水処理基本計画	ごみ処理実施計画	生活排水処理実施計画
一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごと改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変更があった場合には見直しを行うことが適切である。		一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに次年度に関するごみ及び生活排水処理について策定する必要がある。	

図 1-2 本計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の計画期間は、以下に示すとおり、平成 25 年度（2013 年度）を初年度として、令和 9 年度（2027 年度）までの 15 ヶ年とします。

本計画は概ね 5 年ごとに見直すとともに、社会・経済情勢の大きな変化があった場合や、国や道における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、随時見直しを行うものとします。

今回の見直しは、中間見直しから 5 年経過しており、実績等を考慮して計画の一部を改訂するものであり、目標年度は変更しません。



図 1-3 本計画期間

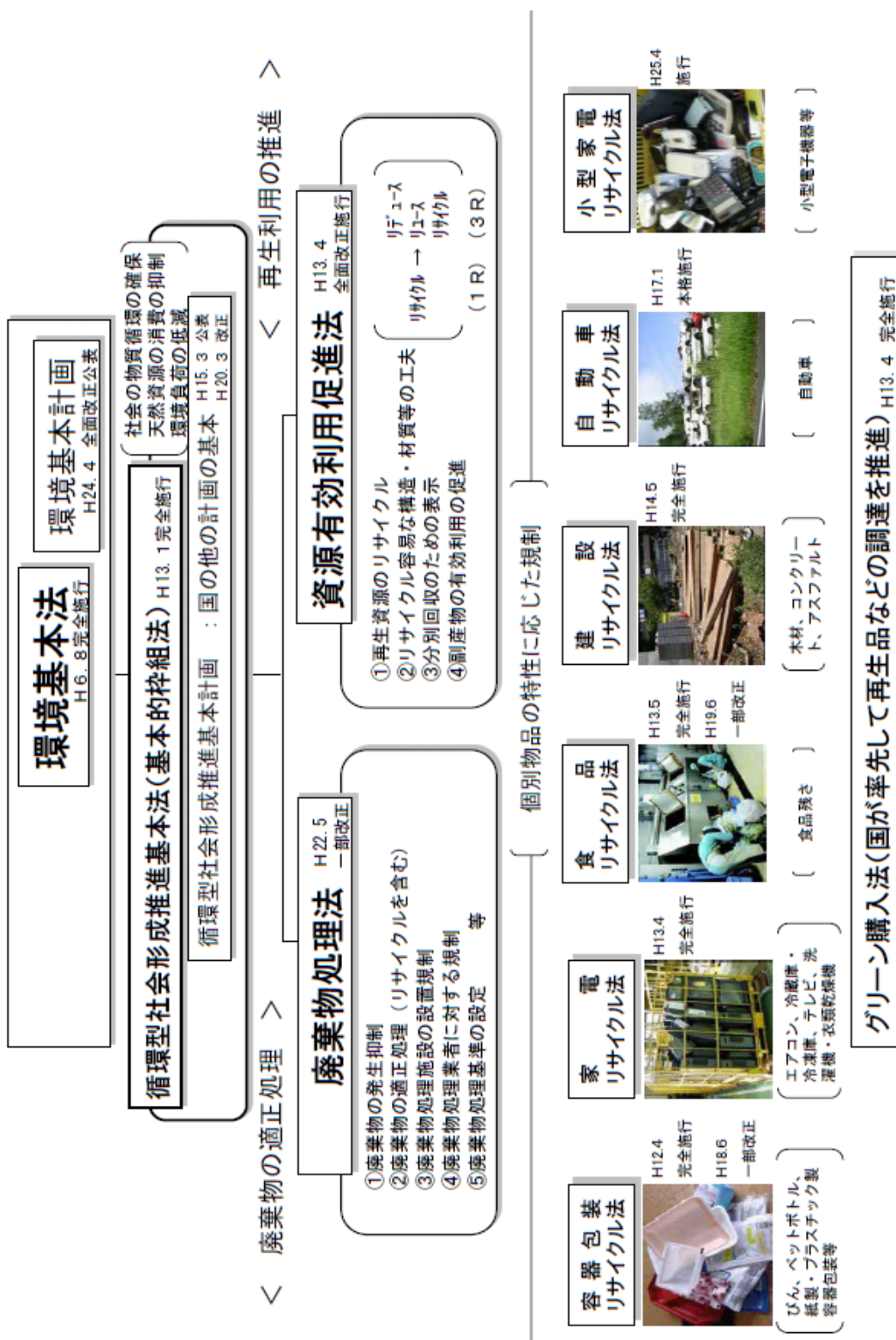
4 ごみ処理行政の動向

(1) 国内の法体系

平成13年(2001年)に施行された「循環型社会形成推進基本法」では、対象物を廃棄物等として一体的にとらえ、廃棄物等の発生抑制、循環利用、適正処分を規定し、循環型社会の姿を明確化するとともに、そのための基本理念として、「排出者責任」と「拡大生産者責任」の考えを定めています。

また、平成30年(2018年)6月に策定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会のあるべき姿についてのイメージを示し、循環型社会形成のための数値目標を設定するとともに、国及びその他の主体の取組の方向性が示されています。なお、個別物品の特性に応じた規制として、6つの個別リサイクル法が制定されています。

循環型社会を形成するための法体系



資料：環境省

図 1-4 循環型社会の形成の推進のための法体系

（２）国及び北海道の目標

① 第4次循環型社会形成推進基本計画

〔平成30年（2018年）6月閣議決定〕～国内のごみ・資源に関する最上位計画～

概要

「循環型社会形成推進基本法」に基づき平成15年（2003年）3月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」は、策定後年数が経過したことから、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応するために見直しが行われ、「第4次循環型社会形成推進基本計画」が策定された。本計画の方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の推進と環境再生」「災害廃棄物処理体制の構築」「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」としています。一般廃棄物の減量化に関する数値目標としては以下に示す3つが示されています。

表 1-1 第4次循環型社会形成推進基本計画の目標

区 分	目標年度（2025年度）
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人/日
事業系ごみ排出量	約1,100万トン

② 環境大臣が定める基本方針（廃棄物処理法基本方針）

〔令和5年（2023年）6月改正〕～廃棄物処理法に基づくごみに関する国の基本方針～

概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」については、令和5年（2023年）5月に変更しています。

一般廃棄物の減量化の目標量については、以下に示す4つが示されています。

表 1-2 廃棄物処理法に基づく基本方針の目標

区 分	目標年度 令和7年度（2025年度）
排出量	約16%削減（平成24年度（2012年度）比）
出口側の循環利用率	令和9年度（2027年度）において約28%に増加させる
最終処分量	約31%削減（平成24年度（2012年度）比）
一人一日当たり家庭系ごみ排出量	440（g）グラム

③ 北海道廃棄物処理計画

[令和2年（2020年）2月改定]

概要

道では、平成20年（2008年）10月に公布された「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、平成22年（2010年）4月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定し、平成27年（2015年）3月に中間見直しをしています。この基本計画の廃棄物の処理に関する個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画」は令和2年（2020年）2月に改定しています。

本計画では、策定の視点として「北海道らしい循環型社会の形成」を掲げ、以下の循環型社会の姿を示すとともに、4つの数値目標を設定しています。

- ・ 人々が、できるだけごみを出さない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践している社会
- ・ 企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3Rや適正処理が定着している社会
- ・ 家畜ふん尿、生ごみや林地残材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業の技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会

表 1-3 北海道廃棄物処理計画の目標

区 分	目標年度（令和6年度（2024年度））
一般廃棄物の排出量	1,700t 以下、約 10%削減（平成 29 年度（2017 年度）比）
1人1日当たりのごみ排出量	900g/人・日以下
1人1日当たりの家庭からのごみ排出量	550g/人・日以下
リサイクル率	30%以上

第2章 ごみを取り巻く状況

1 地域の概況

(1) 人口の現状

① 人口・世帯数

本町の人口と世帯数の推移を以下に示します。

人口と世帯数は、年々減少傾向にあり、過疎化が進行しています。

表 2-1 人口・世帯数の推移

年 度	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	1 世帯当たり 平均人員 (人)
平成 26 年 (2014 年)	3,281	5,993	1.83
平成 27 年 (2015 年)	3,349 (68)	5,972 (△ 21)	1.78
平成 28 年 (2016 年)	3,124 (△225)	5,693 (△279)	1.82
平成 29 年 (2017 年)	3,093 (△ 31)	5,572 (△121)	1.80
平成 30 年 (2018 年)	3,058 (△ 35)	5,540 (△ 32)	1.81
令和元年 (2019 年)	3,002 (△ 56)	5,329 (△211)	1.78
令和 2 年 (2020 年)	2,939 (△ 63)	5,135 (△194)	1.75
令和 3 年 (2021 年)	2,856 (△ 83)	5,003 (△132)	1.75
令和 4 年 (2022 年)	2,807 (△ 49)	4,927 (△ 76)	1.76
令和 5 年 (2023 年)	2,763 (△ 44)	4,849 (△ 78)	1.75

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

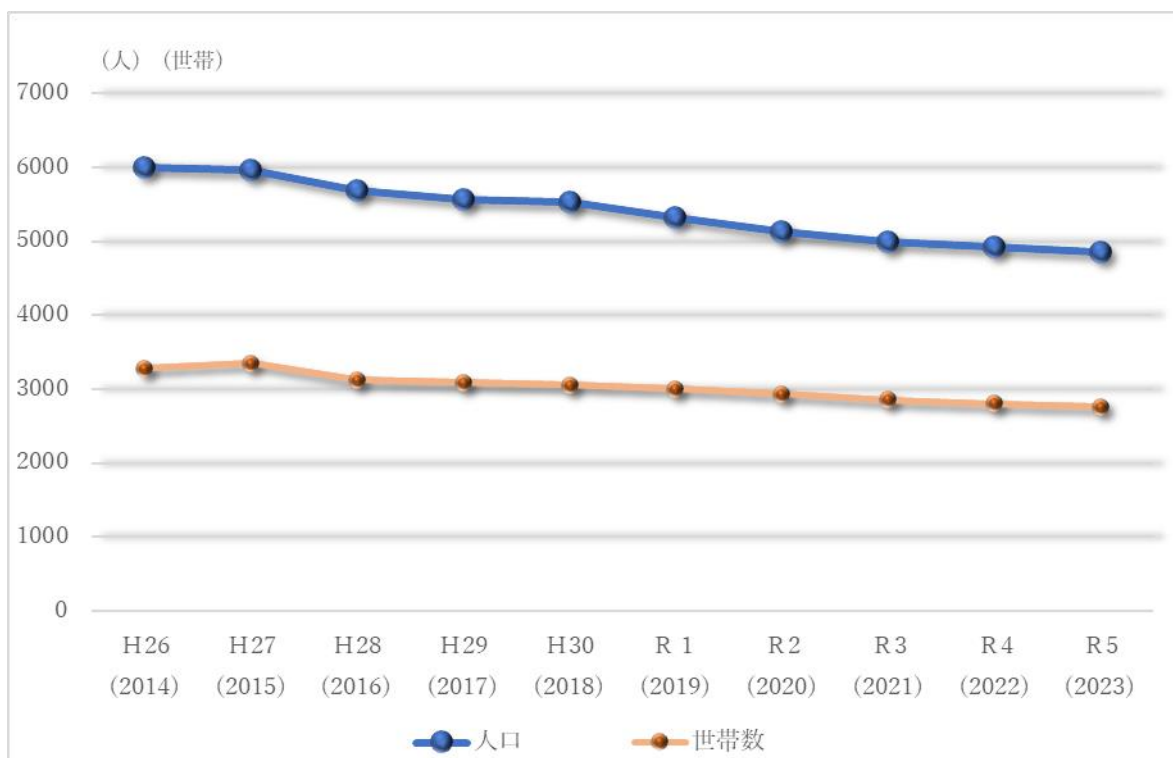


図 2-1 人口・世帯数の推移

② 年齢階層別人口

本町の年齢別人口を以下に示します。

年齢階層人口は、令和2年度(2020年)の人口を見ると、0歳から14歳まで417人(8.2%)、15歳から64歳まで2,564人(50.2%)となっており、65歳以上の老年人口が2,128人(41.6%)となり少子高齢化の傾向が表れています。

なお、表2-1に記載の人口とは、調査が異なるため人口は異なります。

表 2-2 年齢階層別人口の推移

	平成 7年 (1995年)	平成 12年 (2000年)	平成 17年 (2005年)	平成 22年 (2010年)	平成 27年 (2015年)	令和 2年 (2020年)
年少人口 (0～14歳)	1,260	964	704	582	507	417
生産年齢人口 (15～64歳)	5,586	4,822	3,944	3,572	3,229	2,564
老年人口 (65歳以上)	1,961	2,242	2,355	2,232	2,190	2,128
総人口 (年齢不詳者除く)	8,807	8,028	7,003	6,386	5,926	5,109

資料：各年国勢調査

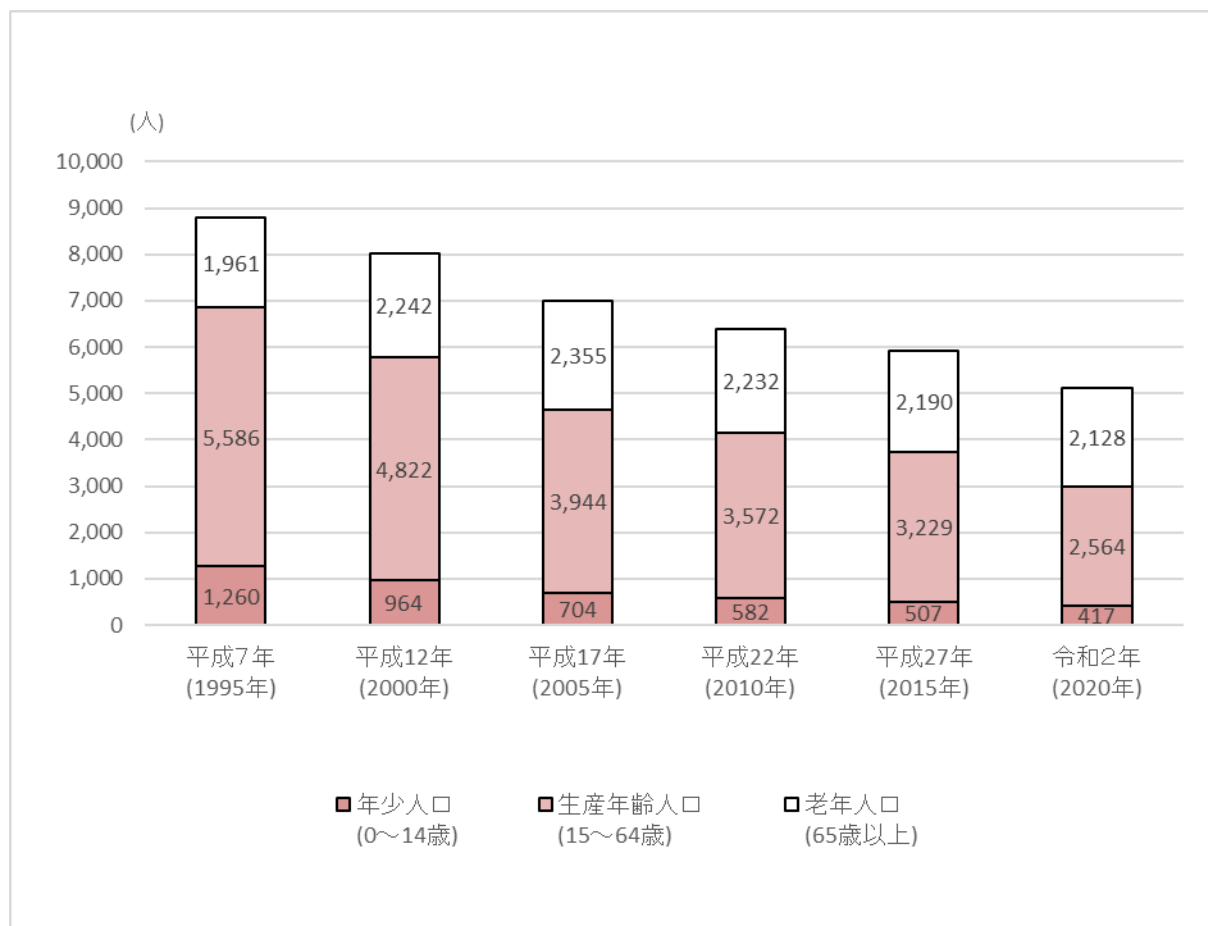


図 2-2 年齢階層別人口の推移

(2) 事業所の現状

① 産業別就業人口

本町の産業別就業人口を以下に示します。

令和2年(2020年)において総就業者数は2,662人となり、第1次産業512人(19.2%)、第2次産業697人(26.2%)、第3次産業1,436人(53.9%)となっています。

産業別構成比では、近年、第2次産業を占める割合がやや高くなってきていますが、産業構造には大きな変化は見られていません。

表 2-3 産業別就業人口

		(人)			
産業区分		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
第1次産業	農業	176	150	115	120
	林業・狩猟業	28	26	24	22
	漁業・水産養殖業	361	382	376	370
	小計	565	558	515	512
第2次産業	鉱業	37	1	2	2
	建設業	309	224	219	327
	製造業	290	357	350	368
	小計	636	582	571	697
第3次産業	電気・ガス・水道業・熱供給業	5	19	12	12
	運輸・通信業	141	187	137	132
	卸売業・小売業	466	345	292	265
	金融・保険	37	34	32	26
	不動産業	2	6	8	14
	サービス業	1,088	935	880	829
	公務	184	132	155	158
	小計	1,923	1,658	1,516	1,436
分類不能産業		—	2	3	17
総数		3,124	2,800	2,605	2,662

資料：各年国勢調査

② 業種別事業所数

業種別事業所数を以下に示します。

業種別には、卸売業、小売業が最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業、サービス業（他に分類されないもの）となっています。

表 2-4 業種別事業所数

	事業所数	従業者数（人）
総 数	285	2,021
農業、林業	4	40
漁業	7	180
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	28	167
製造業	22	369
電気・ガス・熱供給・水道業	1	6
情報通信業	-	-
運輸業、郵便業	10	101
卸売業、小売業	61	293
金融業、保険業	4	17
不動産業、物品賃貸業	5	16
学術研究、専門・技術サービス業	5	15
宿泊業、飲食サービス業	45	157
生活関連サービス業・娯楽業	22	62
教育、学習支援業	6	45
医療、福祉	17	159
複合サービス業	5	221
サービス業（他に分類されないもの）	43	173

資料：令和3年（2021年）経済センサス

(3) 地域特性

① 地理的概況

ア 位置・地勢

本町は、北海道南部渡島半島の最北部に位置し、檜山、後志、胆振地域を境として、八雲町、今金町、島牧村、黒松内町および豊浦町と隣接しています。

町域は東西 29.4 km、南北 28.4 km、総面積 310.76 km²を有しています。地勢は大部分が山地によって占められ、平地は内浦湾に沿って帯状に分布し、長万部川、紋別川、国縫川の各流域に平坦な農耕地が広がっています。

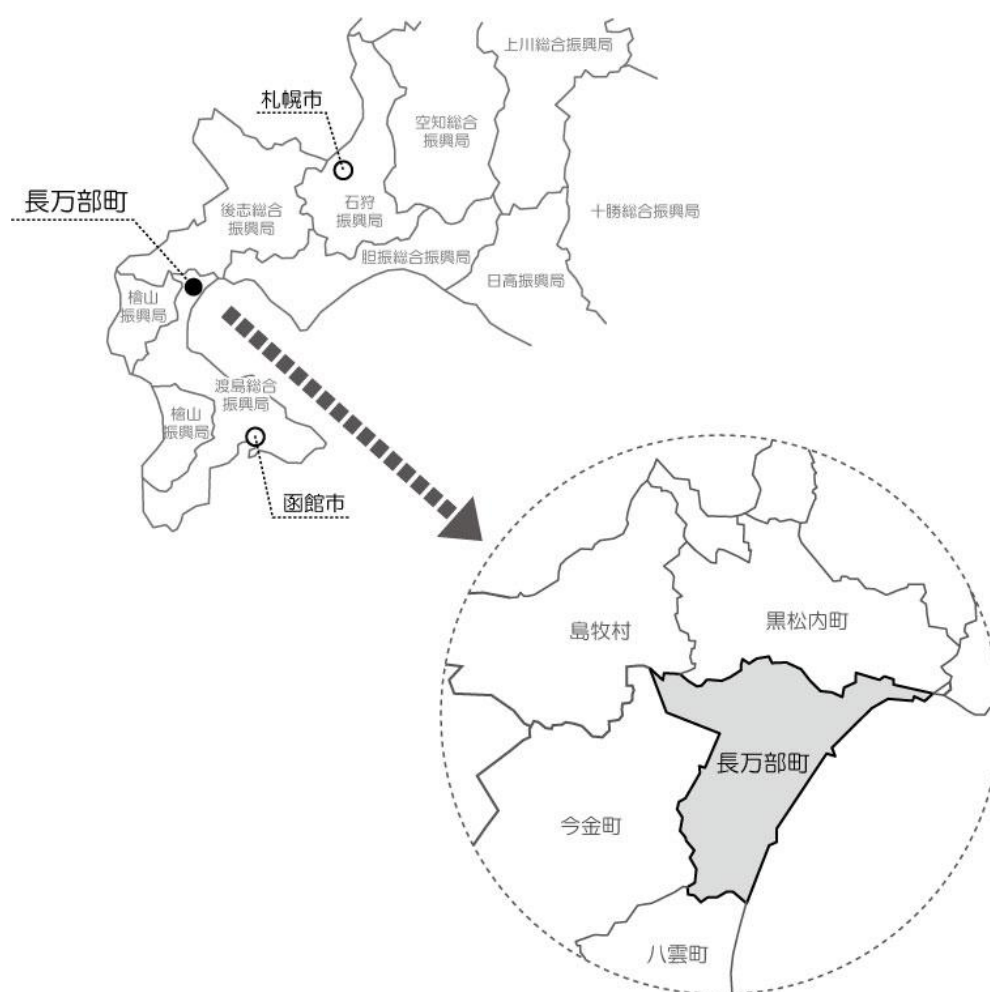


図 2-3 本町の位置

イ 気象

本町は、春から夏にかけて南東の季節風の影響を受けて気温は低く日照時間も短い、一方で冬は北西の季節風となり積雪量が比較的少なく、北海道としては温暖な地域となっています。

表 2-5 気象の概要

項目 月	気温（℃）			降水量	降雪量（cm）		最深積雪
	日平均	日最高	日最低	（mm）	合計	最大	（cm）
1月	-3.8	-0.3	-8.6	107.5	179	16	74
2月	-3.4	0.3	-8.5	65.5	193	25	111
3月	0.8	4.3	-3.9	71.0	108	15	98
4月	6.1	11.3	-0.2	10.0	7	5	11
5月	10.4	15.2	5.1	80.5	1	1	1
6月	14.8	18.4	11.3	220.0	0	0	0
7月	20.4	23.7	17.4	62.0	0	0	0
8月	20.7	24.4	17.1	423.0	0	0	0
9月	18.1	22.5	13.4	73.0	0	0	0
10月	10.9	16.3	5.4	151.0	0	0	0
11月	5.7	11.1	0.0	87.0	0	0	0
12月	-2.4	1.2	-6.3	70.5	125	15	23

資料：長万部町観測所データ 令和4年（2022年）（気象庁）

② 社会環境

ア 交通

本町は、JR函館本線と室蘭本線及び国道5号線、37号線、230号線の分岐点となっています。高速自動車道は、平成9年（1997年）に長万部インターチェンジ、平成13年（2001年）に国縫インターチェンジが供用開始し、交通の拠点として機能が強化されつつあり、周辺市町村も含めた活性化への取り組みが期待されています。

イ 観光

本町には高速道路のインターチェンジが2か所あり、北海道の重要交通拠点としての割合が高くなっています。本町の中心地には温泉街があり、郊外には「二股ラジウム温泉」があります。また、特産品として、かにめし・毛がに・まんべ和牛・ほっき貝・ほたて貝などがあります。

表 2-6 観光客数

(千人/(前年比：％))

区分	観光入込客数			左の内訳	
	合計	道外客	道内客	日帰り客	宿泊客
平成30年 (2018年)	492.8 (99)	156.9 (97)	335.9 (99)	475.6 (99)	17.2 (92)
令和元年 (2019年)	442.0 (90)	140.1 (89)	301.9 (90)	424.1 (89)	17.9 (104)
令和2年 (2020年)	149.4 (34)	48.1 (34)	101.3 (34)	137.7 (32)	11.7 (65)
令和3年 (2021年)	125.6 (84)	40.4 (84)	85.2 (84)	113.3 (82)	12.3 (105)
令和4年 (2022年)	176.1 (140)	57.6 (143)	118.5 (139)	161.3 (142)	14.8 (120)

資料：渡島総合振興局・渡島管内観光入込客数調査

2 ごみの排出状況

(1) ごみの総排出量

ごみ排出量の実績を以下に示します。

総排出量は平成25年度(2011年度)から令和4年度(2022年度)にかけて減少傾向を示しています。平成25年度(2011年度)以降、人口が減少していることが大きな要因だと考えられます。また、図2-5に示した1人1日当たりの総排出量^{※1}については、平成25年度(2011年度)から令和4年度(2022年度)にかけて増加しております。町民1人当たりのごみの排出量の抑制が必要と考えます。

表 2-7 ごみ排出量実績

年 度	単位	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
人 口	人	6,095	5,993	5,972	5,693	5,572	5,540	5,329	5,135	5,003	4,927
家 庭 系 ご み 排 出 量	t	2,041.109	1,932.407	1,875.306	1,800.487	1,763.436	1,785.68	1,754.62	1,697.07	1,690.44	1,673.71
燃やすごみ・燃やす粗大ごみ	t	1,616.84	1,547.95	1,505.93	1,439.51	1,435.00	1,419.34	1,413.58	1,357.98	1,360.04	1,333.13
燃やさないごみ	t	92.83	90.47	80.71	82.59	69.42	79.00	74.25	69.55	65.40	62.44
大 型 ご み	t	10.98	8.68	10.43	9.80	11.84	11.53	9.76	12.53	12.22	9.94
廃 乾 電 池	t	2.20	1.96	1.81	2.98	3.68	3.59	3.46	3.14	2.99	2.42
資 源 ご み	t	318.26	283.35	276.43	265.60	243.50	272.22	253.57	253.87	249.79	265.78
事 業 系 ご み 排 出 量	t	195.21	199.64	214.36	242.07	242.12	211.24	207.75	197.29	226.89	216.48
燃 や す ご み	t	184.66	188.65	203.51	228.99	231.00	200.16	197.43	187.74	216.54	206.84
燃 や さ な い ご み	t	10.55	10.99	10.85	13.08	11.12	11.08	10.32	9.55	10.35	9.64
総 排 出 量	t	2,236.32	2,132.05	2,089.67	2,042.55	2,005.56	1,996.92	1,962.37	1,894.36	1,917.33	1,890.19
家 庭 系 ご み 排 出 量	g/人・日	917.5	883.4	860.3	864.1	867.1	883.1	902.1	903.0	925.7	930.7
燃やすごみ・燃やす粗大ごみ	g/人・日	726.8	707.7	690.9	690.9	705.6	701.9	726.7	722.6	744.8	741.3
燃やさないごみ	g/人・日	41.7	41.3	37.0	39.6	34.2	39.1	38.2	37.0	35.8	34.7
大 型 ご み	g/人・日	4.9	4.0	4.8	4.7	5.8	5.7	5.0	6.6	6.7	5.5
廃 乾 電 池	g/人・日	1.0	0.9	0.8	1.4	1.8	1.8	1.8	1.7	1.6	1.4
資 源 ご み	g/人・日	143.1	129.5	126.8	127.5	119.7	134.6	130.4	135.1	136.8	147.8
事 業 系 ご み 排 出 量	g/人・日	87.7	91.3	98.4	116.2	119.0	104.4	106.8	105.0	124.3	120.4
燃 や す ご み	g/人・日	83.0	86.3	93.4	109.9	113.6	99.0	101.5	99.9	118.6	115.0
燃 や さ な い ご み	g/人・日	4.7	5.0	5.0	6.3	5.4	5.4	5.3	5.1	5.7	5.4
1 人 1 日 当 たり 総 排 出 量	g/人・日	1,005.2	974.7	958.7	980.3	986.1	987.5	1,008.9	1,008.0	1,050.0	1,051.1

資料(人口): 住民基本台帳(各年10月1日)

※1 1人1日当たりの排出量(g/人・日)とは、ごみの排出量÷人口÷年間日数で算出した値であり、住民1人が1日あたりに排出するごみの量を指します。1人1日あたりの排出量は人口の増減に左右されないため、年度別の変遷などごみ排出量の状況を判断することに用いられます。

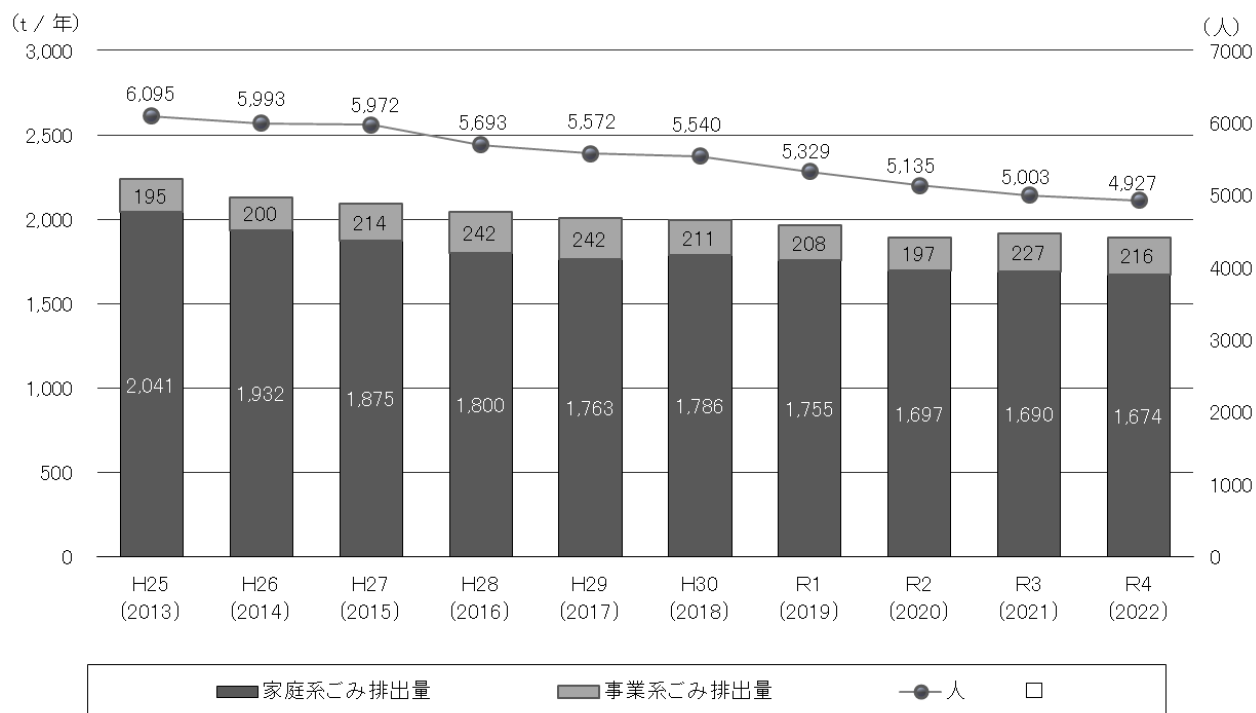


図 2-4 総排出量内訳

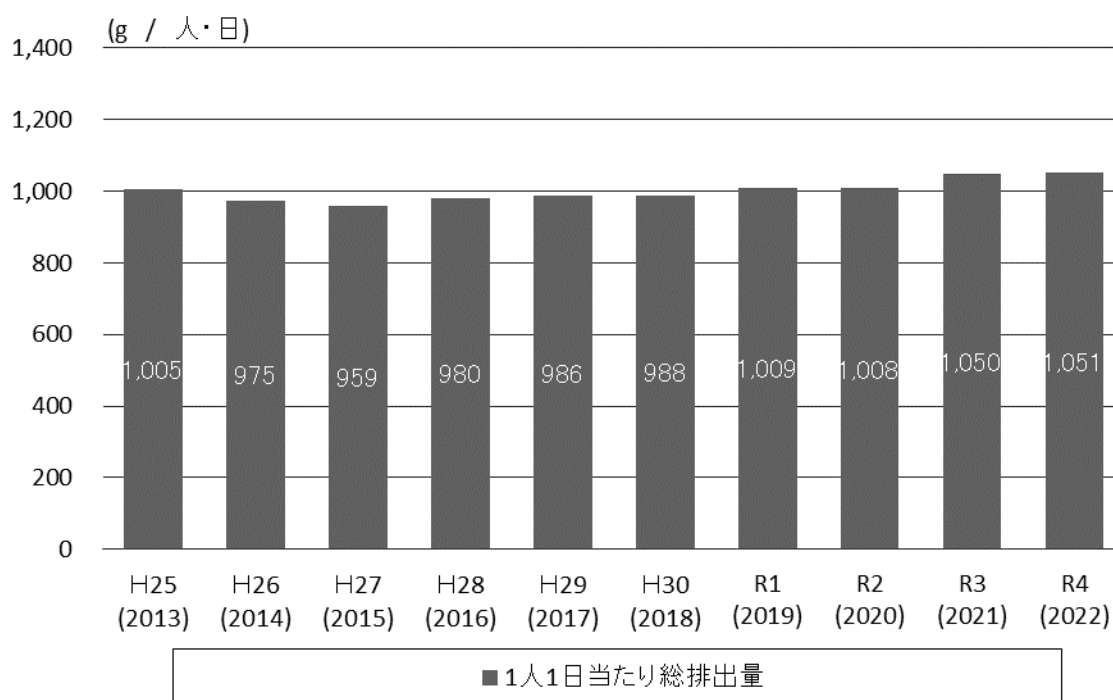


図 2-5 1人1日当たりの総排出量

(2) 家庭系ごみ内訳

家庭系ごみ排出量の内訳の推移を以下に示します。

家庭系ごみでは、「燃やすごみ・燃やす粗大ごみ」が特に減少しています。

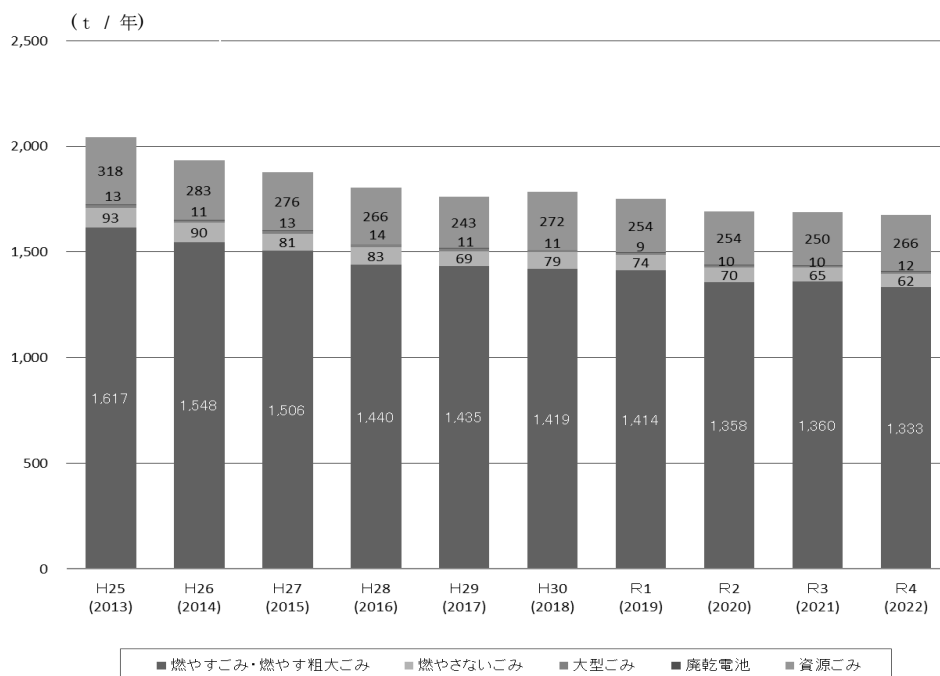


図 2-6 家庭系ごみ内訳の推移

(3) 事業系ごみ内訳

事業系ごみ排出量の内訳の推移を以下に示します。

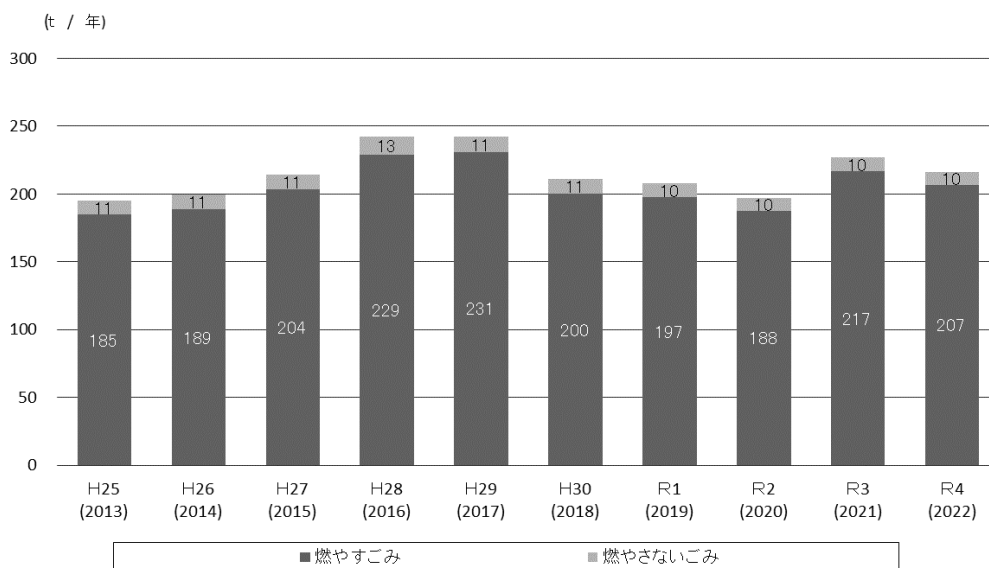


図 2-7 事業系ごみ内訳の推移

3 資源ごみの排出・資源化の取り組み状況

(1) ごみの資源化の取り組み実績

① 生ごみ堆肥化容器助成

本町ではごみの排出抑制として、平成2年度（1990年度）より家庭から出る生ごみの自然処理を促進して、ごみ減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器の購入者に対し経費の一部助成をしています。助成実績を以下に示します。

表 2-8 生ごみ堆肥化容器助成実績

年度	実績（件）
平成2年度～平成24年度 (1990年度～2012年度)	496
平成25年度(2013年度)	3
平成26年度(2014年度)	2
平成27年度(2015年度)	6
平成28年度(2016年度)	1
平成29年度(2017年度)	3
平成30年度(2018年度)	2
令和元年度(2019年度)	1
令和2年度(2020年度)	1
令和3年度(2021年度)	1
令和4年度 (2022年度)	0
合 計	516

② 衣類の無料回収

使わなくなった衣類やシーツ、タオルなどの布を、公共施設で無料回収し、工業用雑巾（ウエス）への再利用を行っています。

平成19年度（2007年度）から開始した本取り組みでは、町民の皆様のご協力により、これまでに6.35t（令和5年（2023年）3月末）が回収・リサイクルされています。

表 2-9 衣類の無料回収量実績

年度 t	H19～H29 (2007～2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	計
衣類回収量	3.22	0.76	0.52	0.54	0.65	0.66	6.35

③ 廃食用油の無料回収

家庭から出る廃食用油の回収を、無料で行っています。

平成23年度（2011年度）から開始した本取り組みでは、町民の皆様のご協力により、これまでに11,994ℓ（令和5年（2022年）3月末）が回収・リサイクルされています。

表 2-10 廃食用油の無料回収量実績

年度 ℓ	H23~H29 (2011~2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	計
廃食用油回収量	7,401	1,121	767	1,025	1,000	680	11,994

④ 小型家電の無料回収

役場庁舎では、家庭から出る小型家電の無料回収ボックスを設置しております。庁舎以外にも、清掃センターでのピックアップ回収を行い、ごみの減量化に努めています。

平成25年度（2013年度）から開始した本取り組みでは、町民の皆様のご協力により、これまでに277.56t（令和5年（2022年）3月末）が回収・リサイクルされています。

表 2-11 小型家電の回収量実績

年度 t	H25~H29 (2013~2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	計
小型家電回収量	140.57	28.15	28.75	23.41	28.04	28.64	277.56

⑤ 分別の方法の周知

- ・ごみの分別方法と収集日ポスターの配布
- ・ごみ分別の手引き配布
- ・町ホームページに掲載

(2) 資源ごみの排出状況

本町では資源ごみの回収として8種類（空き缶類、空きびん類、ペットボトル類、白色発泡トレイ類、紙パック類、段ボール類、紙箱類、新聞・雑誌類）の回収を行っています。以下に回収実績を示します。

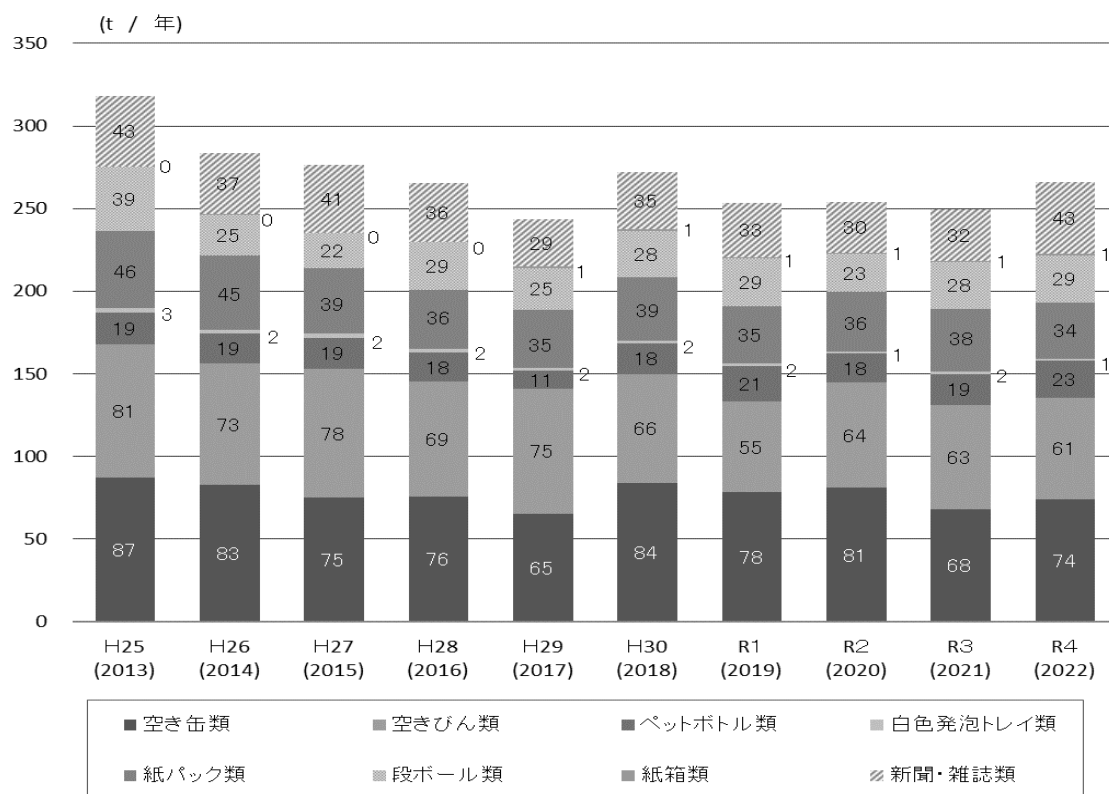


図 2-8 資源ごみ回収の実績

4 ごみ・資源ごみの処理・処分状況

(1) 資源化状況

① 資源化量内訳

資源化量の内訳の推移を以下に示します。

渡島廃棄物処理広域連合のクリーンおしまにて可燃物の処理後に生成された溶融スラグは民間企業に売却し資源化されています。そのため、本町の資源化量は、分別収集した資源ごみの量と、溶融スラグの資源化量の和となります。

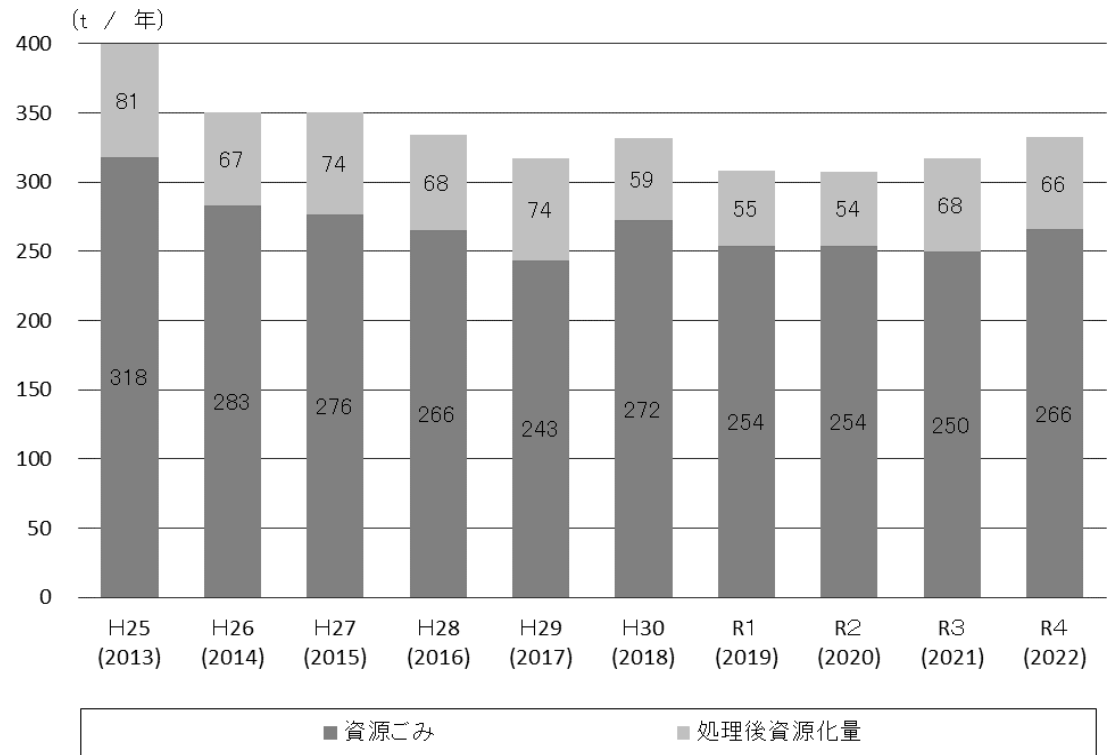


図 2-9 資源化量内訳の推移

② 資源化率の推移

資源化率^{※2}の推移を以下に示します。

資源化率は、平成26年度（2014年度）以降、減少傾向でしたが、令和2年度より増加傾向にあり、令和4年度（2022年度）では約17.6%となっています。

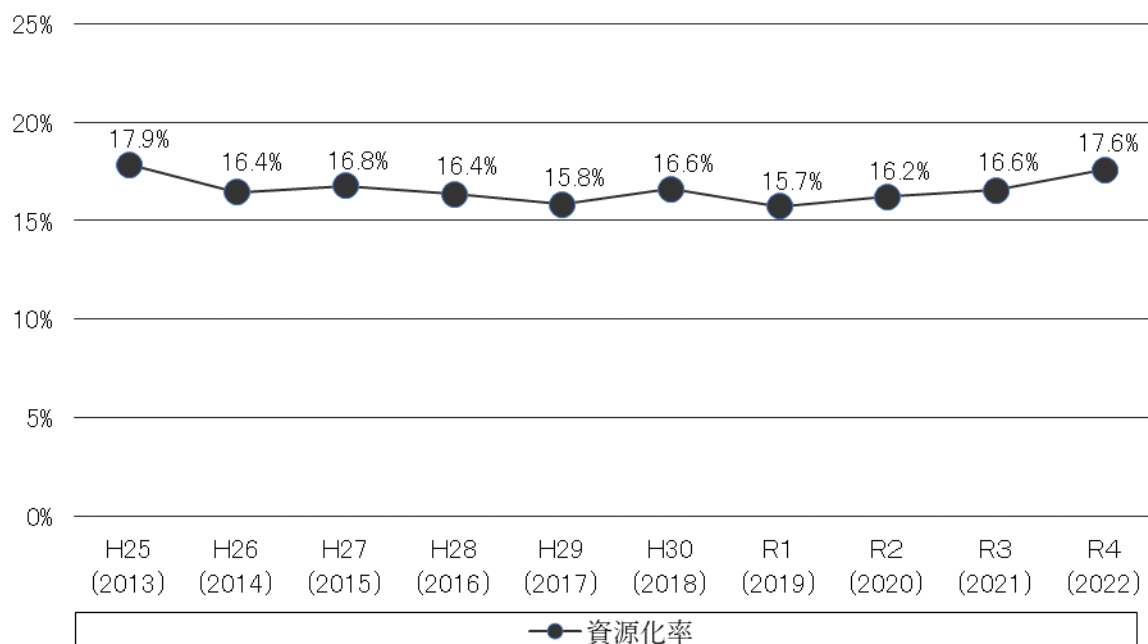


図 2-10 資源化率の推移

※2 資源化率とは、資源化量（t）÷総排出量（t）で算出した値であり、排出されたごみ・資源化ごみのうち、資源としてリサイクルされたものの割合を指します。

(2) 最終処分状況

最終処分量の推移を以下に示します。

平成 15 年度（2003 年度）の渡島廃棄物処理広域連合のクリーンおしまの竣工後、燃やすごみについては埋立処分せずに熔融スラグ化し資源化しています。そのため、平成 15 年度（2003 年度）以降は、燃やさないごみ及び大型ごみの一部のみを最終処分場において埋立処分をしています。

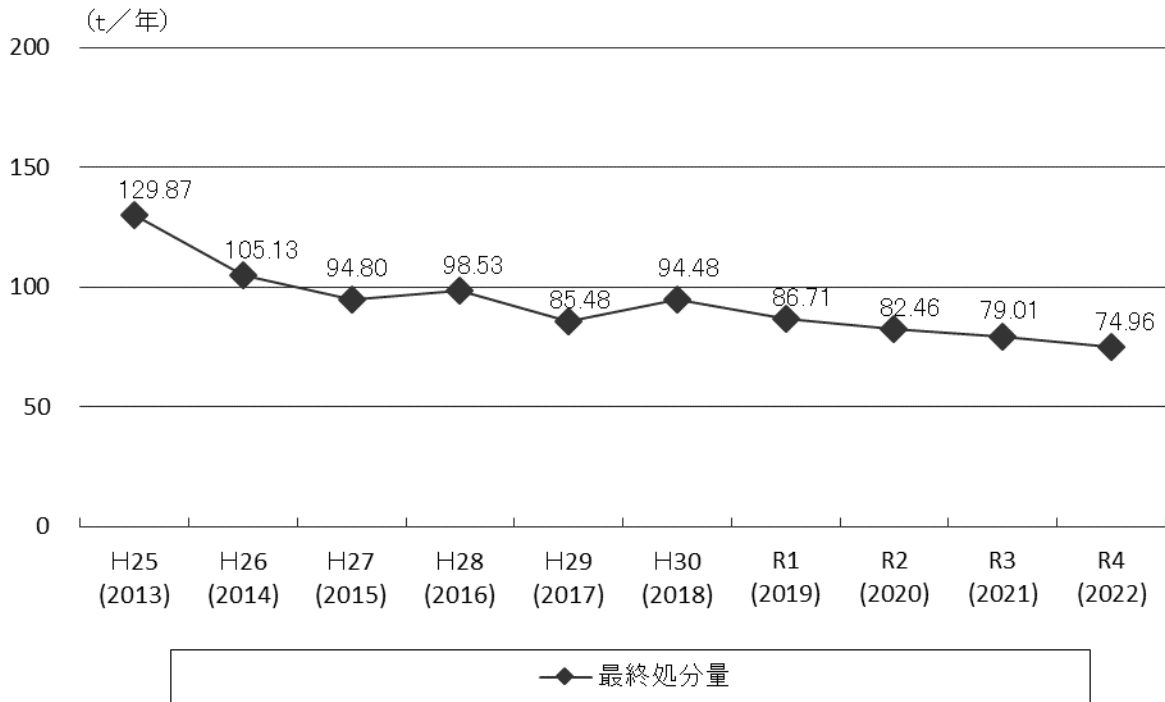


図 2-11 最終処分量の推移

5 ごみ処理体制

(1) ごみ・資源ごみの流れ

本町における、ごみ処理のながれを以下に示します。

本町のごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ、廃乾電池、資源ごみの5種類に分別されています。

燃やすごみは、リレーポート山越で積替えられ、渡島廃棄物処理広域連合のクリーンおしま（北斗市）において、焼却処理されています。

燃やさないごみは、清掃センター内の不燃物処理施設にて破碎処理後、一般廃棄物最終処分場で埋立処理されています。

大型ごみは、一度不燃物処理施設に搬入され、破碎処理後、燃やすごみ、燃やさないごみに分別され、燃やすごみはクリーンおしまにおいて焼却処理、燃やさないごみは一般廃棄物最終処分場で埋立処理されています。

廃乾電池は民間業者において処理されています。

資源ごみは、リサイクルセンターで分別保管後、リサイクルされています。

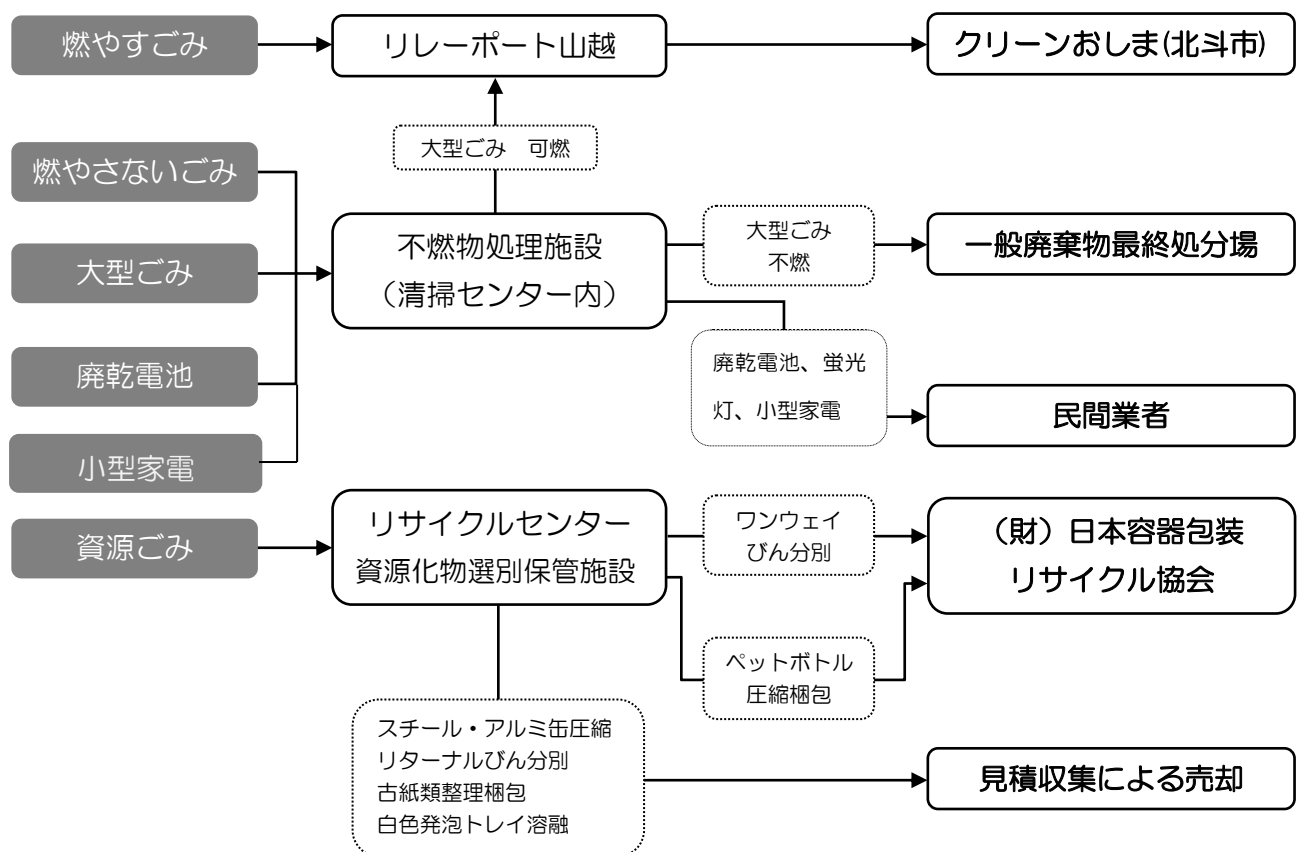


図 2-12 ごみ処理のながれ

(2) 収集・運搬体制

① 収集区域

本町の計画収集区域を以下に示します。収集区域以外の地域については、2ヵ月に一回の頻度で燃やさないごみの収集を行っています。

表 2-12 計画収集区域

収 集 地 区	収 集 曜 日				
	燃やすごみ	燃やす粗大ごみ	燃やさないごみ	空き缶類	空きびん類ほか
曜町、大町、本町(旧国道より山側)、南栄町、ドライブイン街	毎 週 月曜日 木曜日	毎 月 第1・第3 水曜日	毎 週 月曜日	毎 週 月曜日	毎 月 第1・第3 水曜日
元町、富野3区、本町(旧国道より海側)、静狩、共立、栗岡、美畑、双葉、知来、蔵岱、ドライブイン街	毎 週 月曜日 木曜日	毎 月 第2・第4 水曜日	毎 週 木曜日	毎 週 木曜日	毎 月 第2・第4 水曜日
国縫、花岡、中ノ沢、大浜、平里、新開町、豊津、豊野、茶屋川、ドライブイン街	毎 週 火曜日 金曜日	毎 月 第1・第3 水曜日	毎 週 火曜日	毎 週 火曜日	毎 月 第1・第3 水曜日
高砂町、温泉町、旭浜、陣屋町、栄原、富野(1・2区)、ドライブイン街	毎 週 火曜日 金曜日	毎 月 第2・第4 水曜日	毎 週 金曜日	毎 週 金曜日	毎 月 第2・第4 水曜日

② 収集体制

以下に収集・運搬体制を示します。本町の収集・運搬は民間委託としています。

表 2-13 収集・運搬体制

区 分	収集・運搬体制	収集・運搬車
燃やすごみ	委 託 : 2業者	パッカー車 2 台
燃やさないごみ	委 託 : 1業者	トラック 1 台

パッカー車 : 燃やすごみを収集しリレーポート山越へ搬入し、渡島廃棄物処理広域連合がリレーポート山越からクリーンおしまへ運搬
 トラック : 燃やさないごみ・資源ごみを収集、清掃センターへ搬入

③ 収集方法

本町のごみの排出形態はステーション方式としています。燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみを家庭で分別し、本町指定のごみ袋にて収集をしています。

また、大型ごみは年2回戸別収集しており、廃乾電池は、公共施設、電気店、写真店等の電池回収箱で収集しています。

④ ごみの分別

本町のごみの分別区分を以下に示します。

表 2-14 ごみの分別表

燃やすごみ (指定の青色の袋)	台所ごみ、食用油(天ぷら・サラダ油等)、紙コップ、たばこの吸い殻、掃除チリ、再生できない紙類、割り箸、串、乾燥した雑草、カップ麺の色つき容器、カラートレイ、汚れた発泡スチロール箱、洗剤・シャンプー・マヨネーズ・ケチャップの容器、ラップ、ビニール袋、ペットボトルのキャップ、コンビニ弁当容器、プラスチック類の玩具、紙おむつ、生理用品、卵容器、アルミホイル等
燃やす粗大ごみ (指定の青色の袋)	・革及びゴム類～革靴、ゴム靴、かばん、ベルト、ゴムホース等 ・繊維類～衣類、カーテン、座布団、ネクタイ、エプロン、手袋、タオル、手ぬぐい、シーツ、ゴザ、縄くず、タオルケットや布団カバー、毛布、布団、マットレスなどの寝具類等 ・プラスチック類～ポリタンク、ポリバケツ、フラワースタンド、フラワーポット、アイスボックス、梱包用ひも、ビニールホース類、ビニールシート、屑入れ、衣装入れ等 ・木及び板類～棒、板等 ・枝木・廃材類～剪定した庭木・枝木、廃材類、材木の切れ端等 ・解体した木製家具～タンス、ベット、本棚、テーブルなど分解した部材など ・その他の木製品～かご、虫かご、鳥かご、花器類、状差し、調度品、野球のバッド、はしご等
燃やさないごみ (指定の黄色い袋)	・金属類～やかん、鍋、釜、フライパン、照明器具、カセットボンベ、スプレー缶、18ℓ缶等 ・ガラス及び陶磁器類～茶碗、皿、カップ、花びん、植木鉢、ガラス破片、照明灯(蛍光灯・電球)、油びん、化粧びん等 ・その他～貝殻、自転車、一輪車、スノーダンプ、ガステーブル、小型電化製品等
資源ごみ (指定の半透明の袋)	・空き缶類～酒・ジュース類、食品類、ペットフード等の缶 ・空きびん類～酒・ジュース類、インスタントコーヒー類、調味料、佃煮、栄養剤等のびん ・ペットボトル類～酒・ジュース類、調味料等のペットボトル ・白色発泡スチロール製トレイ類～発泡スチロール製で白一色の食品等のトレイ ・飲料用紙パック類～牛乳・コーヒー類、ジュース類等の紙パック ・段ボール・紙箱類～段ボール、新聞紙、チラシ、雑誌、紙箱等の紙類
大型ごみ (電話などで登録。指定のシールを貼って出す)	カーペット、机、椅子、ソファ、食器棚、本棚、下駄箱、ストーブ(ポータブル式は除く)、タンス、畳、ベット、ベットマット、灯油タンク(90リットルまで) (※有料・5月・10月頃に実施する)

⑤ ごみの性状

渡島廃棄物処理広域連合で実施しているごみの組成調査結果を以下に示します。

表 2-15 ごみの性状

項 目		第1回	第2回	第3回	第4回	平均
測定年月		R4.5.6 (2022.5.6)	R4.8.10 (2022.8.10)	R4.11.17 (2022.11.17)	R5.2.28 (2023.2.28)	
ごみの種類組成	紙、布類	50.9%	62.8%	55.3%	64.8%	58.5%
	ビニール、合成樹脂ゴム、皮革類、プラスチック	10.6%	13.0%	20.2%	20.1%	16.0%
	木、竹、わら類	8.5%	2.0%	10.7%	1.1%	5.6%
	ちゅう芥類	26.4%	18.0%	9.3%	7.8%	15.4%
	不燃物類	0.7%	0.9%	0.8%	5.0%	1.9%
	その他	2.9%	3.3%	3.7%	1.2%	2.8%
単位容積重量 kg/m ³		180	120	140	180	155
3成分	水分	42.7%	28.6%	37.1%	40.3%	37.2%
	灰分	4.1%	4.6%	4.6%	6.3%	4.9%
	可燃分	53.2%	66.8%	58.3%	53.4%	57.9%
高位発熱量(実測値) kJ/kg		11,100	15,900	13,100	12,500	13,150
低位発熱量(実測値) kJ/kg		9,200	14,200	11,200	10,600	11,300
低位発熱量(計算値) kJ/kg		9,760	12,410	10,750	9,810	10,683

資料：渡島廃棄物処理広域連合資料

(3) ごみ処理施設概要

① 長万部町清掃センター

長万部町清掃センターは、本町内に位置し、「不燃物処理施設」、「資源化物選別保管施設」、「リサイクルセンター」及び「長万部町一般廃棄物最終処分場」の4施設を有しています。

不燃物処理施設は、収集した燃やさないごみの中から金属等の資源化物の分別回収を行う施設です。

資源化物選別保管施設は、空きびん類の資源化物の分別回収を行う施設です。

リサイクルセンターは、空き缶、発泡スチロール、ペットボトル、紙箱等の資源化物を分別回収し、圧縮等を行う施設です。

長万部町一般廃棄物最終処分場は、各ごみ処理施設の分別処理で出る燃やせない残渣を埋立処分する施設です。

ア 不燃物処理施設

表 2-16 不燃物処理施設の概要

所在地	長万部町字双葉 113 番地 3 一般廃棄物処理施設(清掃センター)用地内	
施設概要	構 造	鉄骨造平屋建
	延床面積	169.40㎡
処理能力	5 t / 日	
処理形式	選別・圧縮（永磁式回転ドラム）	

イ 資源化物選別保管施設

表 2-17 資源化物選別保管施設の概要

所在地	長万部町字双葉 113 番地 3 一般廃棄物処理施設(清掃センター)用地内	
施設概要	構 造	木造平屋建
	延床面積	169.20㎡
処理能力	コンベア 1.2 t / h ストックヤード 6m×4m 3面	
処理形式	選別・保管（空きびん類選別用ベルトコンベア・三色分別保管用ストックヤード）	

ウ リサイクルセンター

表 2-18 リサイクルセンターの概要

所在地	長万部町字双葉 113 番地 3 一般廃棄物処理施設(清掃センター)用地内	
施設概要	構 造	鉄骨造平屋建
	延床面積	260.00㎡
処理能力	0.85 t/日(缶類 0.25 t/日・ペットボトル 0.09 t/日・トレイ 0.03 t/日・紙類 0.48 t/日)	
処理形式	溶融・圧縮梱包(空き缶処理機・発泡スチロール溶融機・ペットボトル・紙箱圧縮機)	

エ 長万部町一般廃棄物最終処分場

表 2-19 長万部町一般廃棄物最終処分場の概要

所在地	長万部町字双葉 113 番地 3 一般廃棄物処理施設(清掃センター)用地内	
	敷地面積	13,460㎡
埋立施設	埋立構造	土えん堤・二重しゃ水シート構造
	埋立面積	3,070㎡
	埋立容量	6,500㎡
埋立期間	48年間(平成15年(2003年)11月～令和33年(2051年)11月)	
埋立対象物	焼却残さ・不燃ごみ・粗大ごみ	
処理形式	準好気性埋立	
水処理施設	構 造	鉄筋コンクリート造2階建
	延床面積	204.98㎡
排水処理形式	接触ばっ気法+凝集沈殿処理法+砂ろ過+活性炭吸着	
放流水の水質	BOD 20 mg/ℓ以下・SS 10 mg/ℓ以下・PH 5.8～8.6 大腸菌群数 3,000 個/㎤以下	
放水水量	15㎡/日	
埋立量実績	2,265㎡ ※令和4年(2022年)6月6日現在	
埋立可能容量	4,235㎡ ※令和4年(2022年)6月6日測量調査時の埋立残余容量調査結果の数値 なお、埋立対象物や絞固め方法等に変更がある場合にはこの限りではありません。	

② クリーンおしま

クリーンおしまは、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町の1市9町で構成された、渡島廃棄物処理広域連合での広域化処理施設として北斗市に建設され、燃やすごみを熱分解ガス化燃焼溶融方式により処理している施設です。

表 2-20 クリーンおしまの概要

所在地	北斗市館野 105 番地
敷地面積	21,714m ²
建物面積	9,540m ²
着工	平成13年(2005年)5月
竣工	平成15年(2007年)3月
処理能力	63t/日×2炉
収集地区	北斗市、七飯町、中継施設3地区
処理形式	熱分解ガス化燃焼溶融方式

③ リレーポート山越

リレーポート山越は、八雲町との共同中継施設として長万部町に建設され、クリーンおしまへのごみの運搬距離が長くなるため、燃えるごみを圧縮して効率的に運搬するための施設です。

表 2-21 リレーポート山越の概要

所在地	長万部町字豊津 35 番地 1
敷地面積	10,006m ²
建物面積	2,979m ²
着工	平成13年(2005年)5月
竣工	平成14年(2006年)11月
処理能力	33t/日
収集地区	長万部町・八雲町
方式	コンパクト・コンテナ方式

6 ごみ処理・リサイクル事業にかかるコスト

本町の一般廃棄物処理費の実績を以下に示します。平成25年度(2013年度)以降ごみ処理・リサイクル事業にかかるコストの合計値は増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)では年間で184,647千円の費用がかかっており、町民1人当たりでは37,477円となります。

表 2-22 一般廃棄物処理費の実績表

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
需用費等	13,338	14,324	14,324	15,318	13,801	13,693	12,358	11,437	12,132	16,271
ごみ収集	42,816	44,820	45,396	46,296	46,776	47,328	48,798	50,100	50,411	52,193
運転管理	28,148	29,212	29,510	30,002	30,184	30,184	31,026	31,667	31,667	32,829
大型ごみ収集等	3,529	3,316	7,747	3,621	3,887	4,896	4,750	4,059	4,067	5,544
委託費計	74,493	77,348	82,653	79,919	80,847	82,408	84,574	85,826	86,145	90,566
広域連合負担金等	88,151	87,846	89,916	89,598	88,918	84,237	86,846	81,279	81,094	77,810
合計	175,982	179,518	186,893	184,835	183,566	180,338	183,778	178,542	179,371	184,647
1人当たりの処理経費(円/人)	28,873	29,955	31,295	32,467	32,944	32,552	34,486	34,770	35,853	37,477

※委託費のうち、海岸漂着物等処理分は除いています。

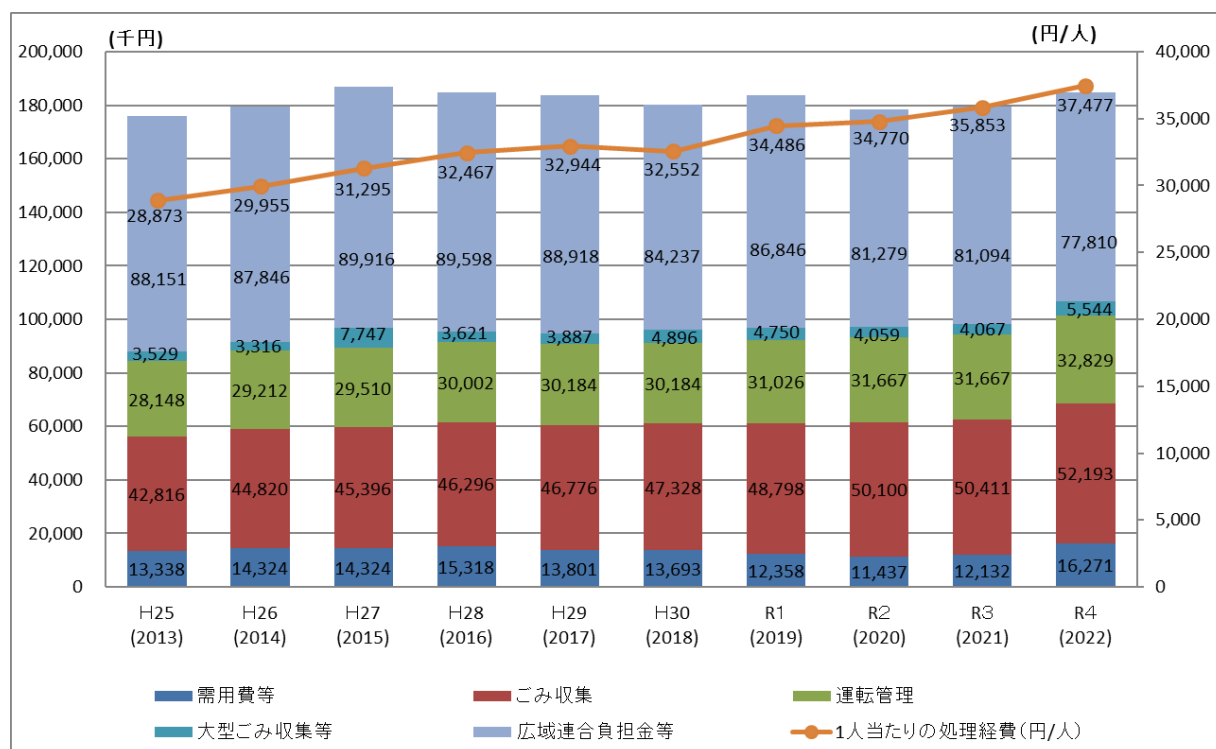


図 2-13 一般廃棄物処理費の実績

7 現状を踏まえた本町の課題

現状のごみを取り巻く状況から、今後のごみ処理施策を見据え、特に重要となる課題としては以下のものがあげられます。

（１）ごみ・資源ごみの排出量実績に基づく課題

- 1人1日当たりのごみの排出量は近年増加傾向となっており、ごみの排出抑制が望まれます。
- ごみ排出量のうち全体の約9割を家庭系ごみが占めるため、家庭系ごみの排出抑制が特に重要となります。
- 資源化率は近年は減少傾向にあり、ごみの排出抑制と併せて分別排出の徹底が重要となります。

（２）町民のごみ排出等の状況に基づく課題

- 家庭系の燃やすごみの1人1日当たり排出量が横ばい傾向にあるため、発生抑制の促進のための効率的な施策展開が重要となります。
- 家庭系ごみのうち、資源ごみが減少しているため、分別排出の徹底のための施策展開が重要となります。

（３）事業者のごみ排出等の状況に基づく課題

- 事業系ごみの排出量は増加傾向にあり、排出抑制、分別排出の普及啓発や指導を継続して行うことが重要となります。

8 ごみ排出量の将来推計

本町の過去 21 年間のごみ排出量の推移と将来推計値を以下に示します。

本町のごみ排出量は年々減少傾向にあるものの、その要因は、人口の減少によるものが大きな要因となっています。1 人 1 日当たりの総排出量では平成 28 年度（2016 年度）以降増加傾向を示しています。

このような現状を踏まえ、現在と同程度の施策を継続した場合のごみ排出量の将来推計値を以下に示します。総排出量については、人口減少にともなって減少していくことが予測されます。

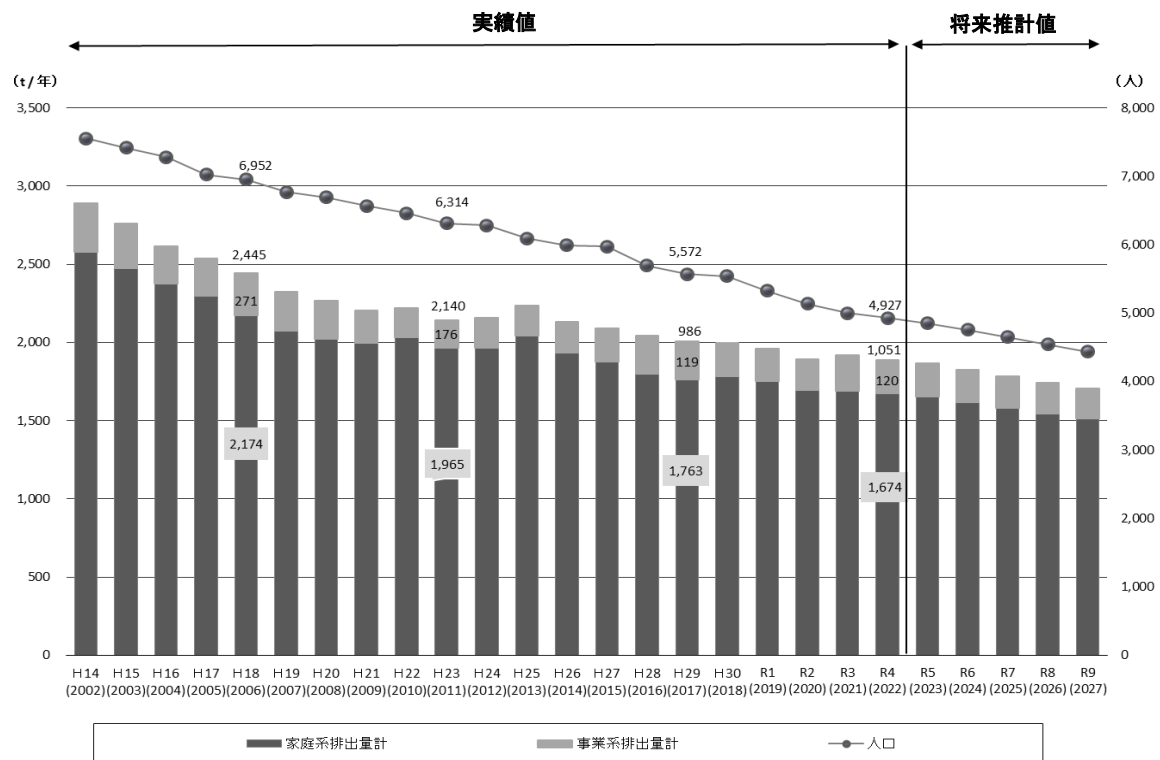


図 2-14 総排出量内訳

第3章 計画のビジョン

1 将来像・基本方針

将来像

町民みんなでつくる 健やかに暮らせるまち おしゃまんべ

第3次長万部町まちづくり総合計画では、**みんなでつくろう「おしゃまんべ」-輝くふれあいの郷土、協働・教育のまち-**を将来像に掲げています。生活環境分野の基本目標では、「**自然と人が織りなす快適なまちづくり**」をめざしています。住民一人ひとりが生涯を安心して、そして健やかに暮らせる「まち」の実現をめざし、町民みんなで連携・協力して支えあうという考え方を反映しました。

この将来像を実現するため、様々な施策や事業を展開していくうえでの方向性として、次の基本方針を定めます。

【基本方針】

- 基本方針1 廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の推進(3Rの推進)
- 基本方針2 一般廃棄物の適正な収集、処理、処分の推進
- 基本方針3 持続可能な循環型社会をめざした、町民・事業者・地域・町が協力した一体的な取り組みの推進

2 計画目標

ごみ処理基本計画の予測人口、数値目標にかかる中間年度、最終年度の計画フレームを次のように定めます。

表 3-1 計画のフレーム

(前回の計画)

年度 目標項目	実績 平成 23 年度 (2011 年度)	実績 平成 29 年度 (2017 年度)	【中間年度】 令和 4 年度 (2022 年度)	【目標年度】 令和 9 年度 (2027 年度)
総人口	6,314 人	5,572 人	5,055 人	4,583 人
数値目標 1 1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	730 g	747 g	710 g 以下	670 g 以下
数値目標 2 ごみの総排出量	2,140 t	2,006 t	1,750 t 以下	1,500 t 以下
数値目標 3 資源化率	16.8 %	15.8 %	16.4 %以上	17.1 %以上

(見直し後の計画)

年度 目標項目	実績 平成 23 年度 (2011 年度)	実績 平成 29 年度 (2017 年度)	実績 令和 4 年度 (2022 年度)	【目標年度】 令和 9 年度 (2027 年度)
総人口	6,314 人	5,572 人	4,927 人	4,437 人
数値目標 1 1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	730 g	747 g	783 g	740 g 以下
数値目標 2 ごみの総排出量	2,140 t	2,006 t	1,890 t	1,630 t 以下
数値目標 3 資源化率	16.8 %	15.8 %	17.6 %	18.9 %以上

目標数値1

1人1日当たり家庭系ごみ排出量 740g/人・日 以下
【43g削減（令和4年度（2022年度）比）】

- 家庭から排出されるごみの占める割合が高いため、家庭系ごみの排出抑制を示す指標として設定します。

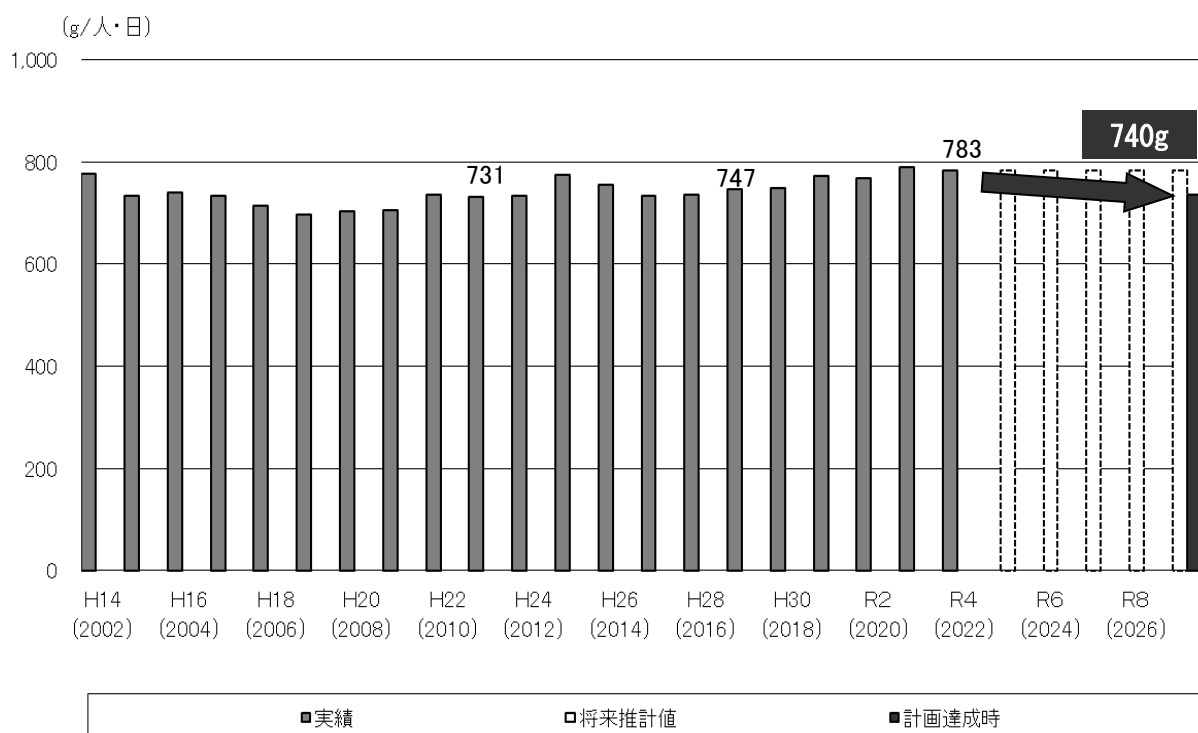


図 3-1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

目標数値2

ごみの総排出量

1,630t 以下
【1人1日当たり約1,000g／人・日】

- 国の3Rの優先順位では、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物になったものについては、再使用、再資源化の順に循環利用を行うこととしています。このような、国の考え方に基づき、最も重視すべき排出抑制に係る項目として、家庭系だけでなく、事業系ごみを含めたごみ全体の排出抑制を示す指標として設定します。

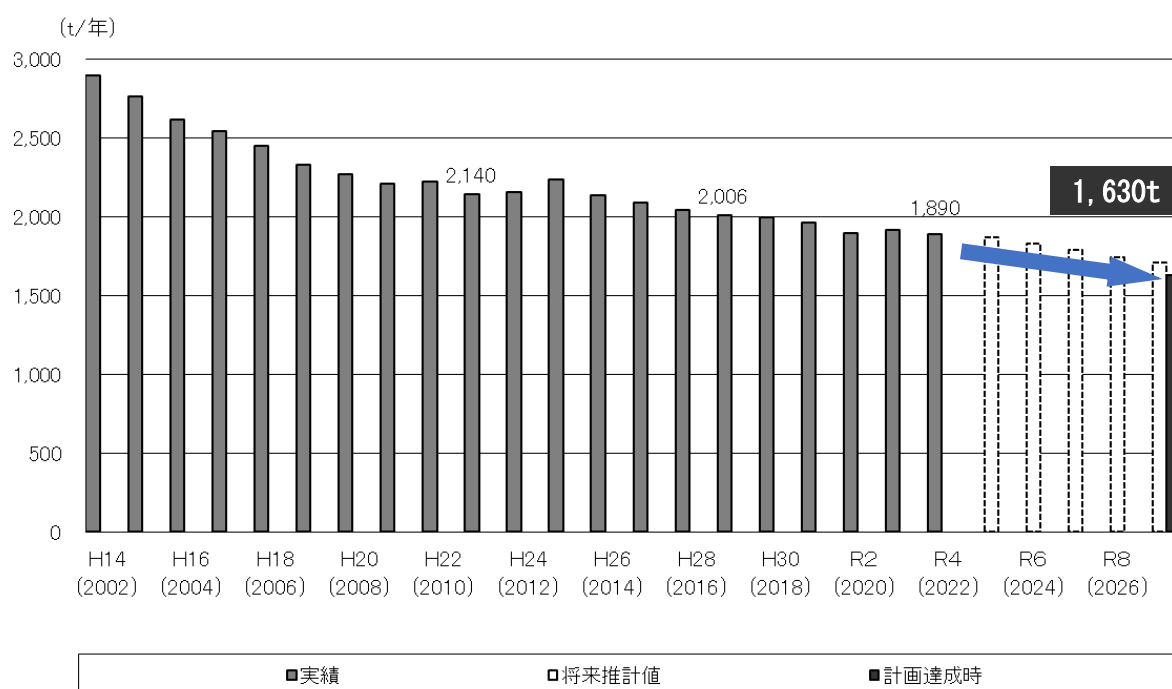


図 3-2 総排出量

目標数値3

資源化率

約18.9%以上

【約1.3%増（令和4年度（2022年度）比）】

- 資源化率が減少傾向を示しているため、向上に向けた目標項目とします。
- ごみの適正分別を示す指標として、排出抑制＋適性分別によ効果を示す指標として設定します。

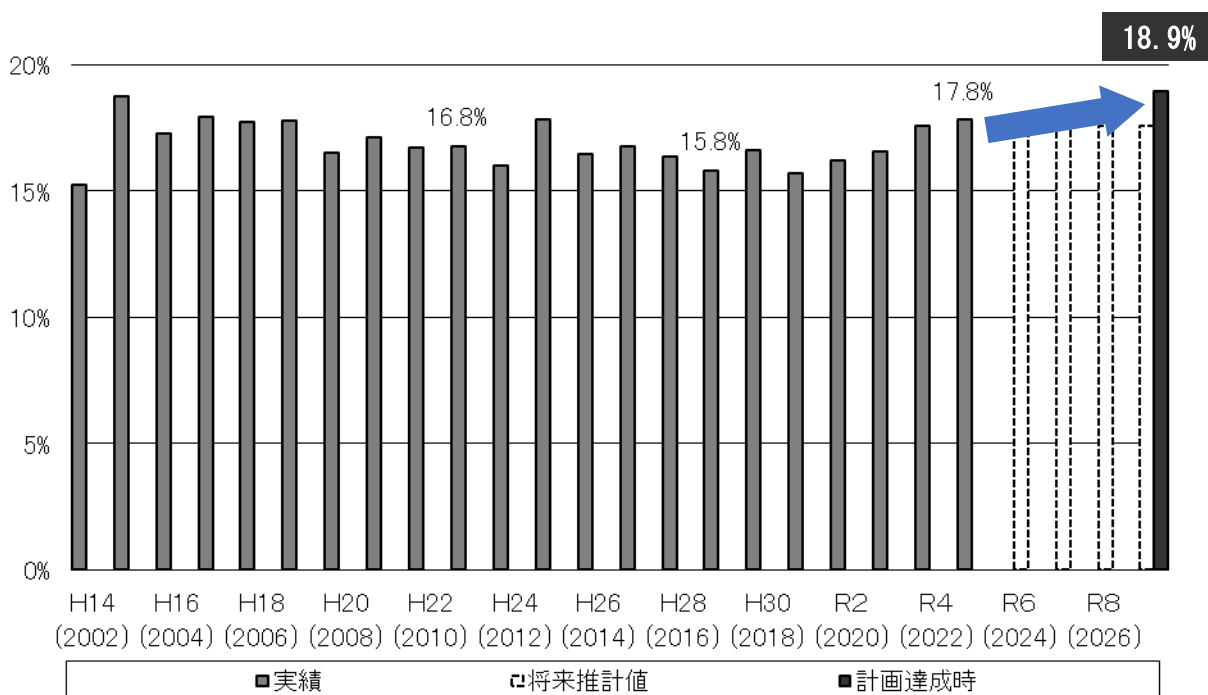


図 3-3 資源化率

3 目標達成時のごみ排出の状況

前頁までの数値目標を達成した場合のごみ排出量の内訳は、次のとおりです。

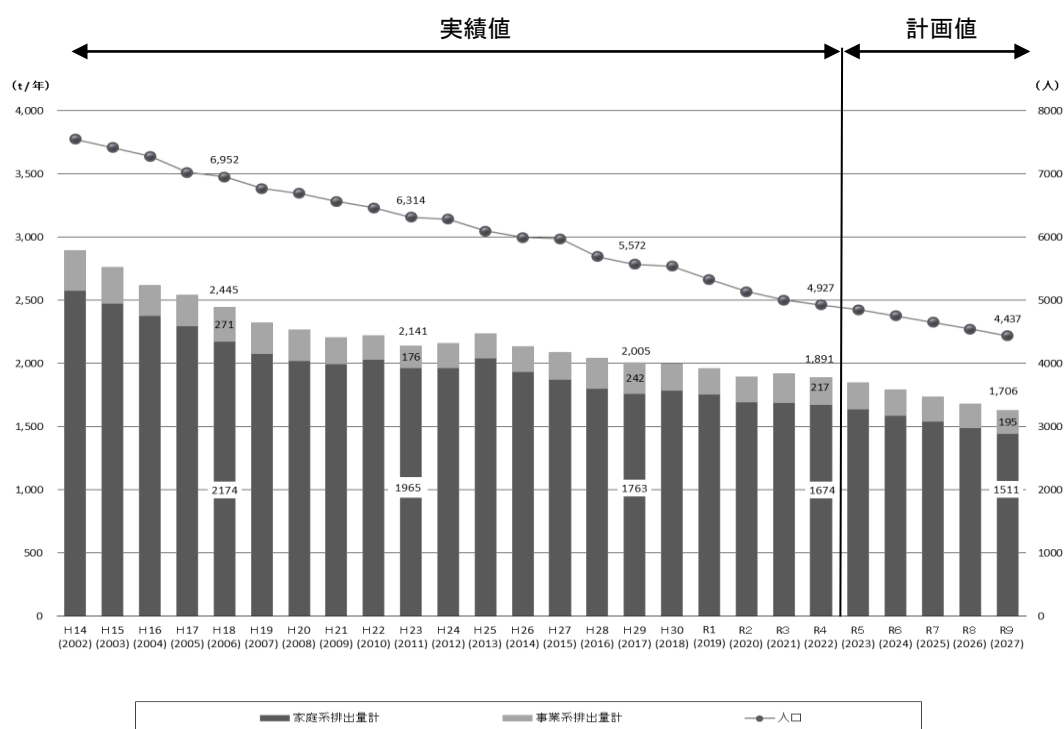


図 3-4 目標達成時の総排出量内訳

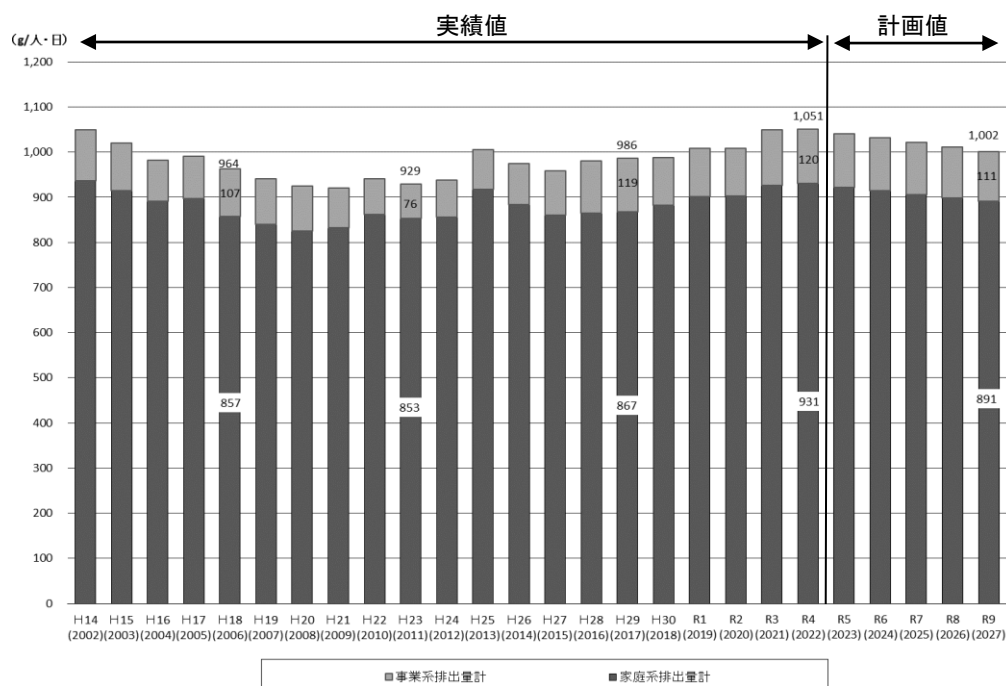


図 3-5 目標達成時の1人1日当たり総排出量内訳

第4章 個別計画

1 ごみ処理計画排出抑制・再資源化のための施策

(1) 施策体系

基本方針1 廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の推進

基 本 施 策	内 容
基本施策1 広報・啓発活動の充実	① ごみ分別 PR 事業の拡充
	② 環境教育の充実
	③ 環境イベントの開催
	④ 団体等を通じた広報・啓発活動の推進
基本施策2 発生抑制と再利用の推進	① ごみ処理有料化
	② 生ごみの発生抑制と資源化
	③ 紙類の資源化品目拡大の検討
	④ プラスチック製容器包装の資源化の検討
	⑤ ごみをつくらない消費行動の促進
	⑥ 再利用の促進
基本施策3 資源化の推進	① 分別の徹底
	② 衣類の無料回収
	③ 廃食用油の無料回収
	④ 小型家電の無料回収
	⑤ 民間処理業者による資源化の支援
	⑥ 集団資源回収

(2) 施策内容

基本施策1 広報・啓発活動の充実

① ごみ分別 PR 事業の拡充

町民へのごみ出しルールを徹底するため、これまでと同様に定期的にごみの分別方法と収集日ポスターやごみ分別手引きなどを作成するとともに、町民へのごみの分別・減量方法などの浸透を図っていきます。さらに、町ホームページをはじめとした町民のニーズに合わせた情報媒体の充実を図っていきます。

② 環境教育の充実

小学生を対象としたごみ処理施設の見学会の開催や、学校副読本による啓発推進、ごみや環境についての学習を行うなど、次世代を担う子供たちに環境教育の充実を図り、町の美化、ごみの減量化・リサイクル意識の普及と啓発を目指します。

③ 環境イベントの開催

ごみ拾いイベントなどの環境イベントの開催を検討し、環境やごみへの意識の浸透を図り、ごみの減量化・リサイクル意識の普及と啓発を目指します。

④ 団体等を通じた広報・啓発活動の推進

事業団体との連携を強化するなど、事業者への広報・啓発を強化していきます。

基本施策2 発生抑制と再利用の推進

① ごみ処理有料化

「長万部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、ごみ処理手数料を徴収しています（平成17年度（2001年度）料金改定）。これは、ごみの発生抑制を促進することと、排出量に応じた公平な処理手数料の徴収のためのものです。

廃乾電池以外の全ての品目（燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、大型ごみ）について、その処理手数料を徴収するものです。大型ごみは指定シールを貼る方法とし、それ以外は指定袋制とします。

表 4-1 指定ごみ袋、大型ごみ用シールの料金

燃やすごみ		燃やさないごみ		資源ごみ	
(大)40 リットル 1袋 5枚入	600 円	(大)40 リットル 1袋 5枚入	600 円	(中)20 リットル 1袋 10枚入	300 円
(中)20 リットル 1袋 10枚入	600 円	(中)20 リットル 1袋 10枚入	600 円		
(小)10 リットル 1袋 10枚入	300 円	(小)10 リットル 1袋 10枚入	300 円		

・大型ごみ用シール 1枚 200 円

② 生ごみの発生抑制と資源化

家庭から出されるごみのうち、生ごみは多くの水分を含んでいるためその割合は高いとされています。生ごみの発生抑制のために、計画的な買い物の仕方や、水切りを行う運動をごみ分別 PR 事業と併せて広報紙等に載せるとともに、地域への説明会等で、生ごみを減らしていく暮らし方の啓発を行います。

また、生ごみを土に返すことの重要性や生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の使い方等を周知し、生ごみの資源化を目指した生ごみ堆肥化容器購入補助事業を引き続き推進していきます。

生ごみ堆肥化容器（コンポスト）は、土中の微生物と原料（生ごみ・落ち葉等）を混ぜ合わせることで、原料の発酵を促進させ堆肥を作製するものです。できた堆肥は、花壇や家庭菜園などに利用できます。

③ 紙類の資源化品目拡大の検討

本町では資源ごみとして紙パック類や段ボール類、紙箱類、新聞・雑誌類を回収リサイクルしておりますが、燃やすごみに多く混入している資源化可能な紙類について、資源化の方策を検討します。資源化の方策として、現在は燃えるごみとして捨てられているざつ紙（レシート・伝票類、封筒など）を対象とした品目の拡大等の検討を進めていきます。

④ プラスチック製容器包装の資源化の検討

家庭から出されるごみ容積の約 60%を占める「容器包装廃棄物」の資源の有効活用の確保を図る目的で平成 7 年（1995 年）に容器包装リサイクル法が制定されました。容器包装廃棄物のうち、本町では、レジ袋、包装フィルム、シャンプーボトルなどのプラスチック製容器包装の分別資源化は行われていないため、新たな分別品目として、検討を進めていきます。

⑤ ごみをつくらない消費行動の促進

マイバックを持参してレジ袋を断る、過剰包装を断るなど、マイバック運動等の活動を通じて、ごみを出さない消費行動を進めます。

また、商品の購入の際には、なるべく使い捨て商品の購入を避け、詰め替え商品や、再生品、エコマーク商品等の利用を推進していきます。

⑥ 再利用の促進

町民から町民への不用となった家具等の紹介やあっ旋を、町ホームページなどインターネットの活用や、町役場での情報交換ボードの設置など、情報交換の場の設置を検討します。

また、フリーマーケットの開催など、不用となったものでも簡単には捨てないよう、町民の「もったいない」の精神を育むとともに、Reuse（再利用）環境を創出していきます。

基本施策3 資源化の推進**① 分別の徹底**

「混ぜればごみ、分ければ資源」を大原則とし、ごみの減量と分別を徹底するため、ごみ分別 PR 事業の拡充を図るとともに、地域への説明会等で周知していきます。

また、事業者についても、自己処理責任の原則を基に、個別に指導するなどの方策を検討していきます。

② 衣類の無料回収

使わなくなった衣類やシーツ、タオルなどの布を、公共施設で無料回収し、工業用雑巾（ウエス）への再利用を促進します。

平成19年度（2007年度）から開始した本取り組みでは、町民の皆様のご協力により、これまでに6.35t（令和5年（2023年）3月末）が回収・リサイクルされています。

③ 廃食用油の無料回収

家庭から出る廃食用油の回収を、無料で行います。

平成23年度（2011年度）から開始した本取り組みでは、町民の皆様のご協力により、これまでに11,994ℓ（令和5年（2023年）3月末）が回収・リサイクルされています。

④ 小型家電の無料回収

役場庁舎では、家庭から出る小型家電の無料回収ボックスを設置しております。庁舎以外にも、清掃センターでのピックアップ回収を行い、ごみの減量化に努めています。

平成25年度（2013年度）から開始した本取り組みでは、町民の皆様のご協力により、これまでに277.56t（令和5年（2023年）3月末）が回収・リサイクルされています。

⑤ 民間処理業者による資源化の支援

食品リサイクル法による事業系厨芥ごみのリサイクルループ^{※4}の形成や、剪定枝・木くずの資源化、漁業系廃棄物対策などは、民間事業者と連携し、適正処理・再利用について研究を進めます。

⑥ 集団資源回収

地域の町内会の他、各種グループが実施する集団資源回収への町民の参加を呼びかけるとともに、広報などで情報提供・支援を行います。

^{※4} 食品廃棄物を「資源」と捉え、堆肥・飼料を製造し、農場等で使用して農作物を生産する一連の流れ・循環を意味します。

2 適正処理のための施策

(1) 施策体系

基本方針2 一般廃棄物の適正な収集、処理、処分の推進

基 本 施 策	内 容
基本施策4 渡島廃棄物処理広域連合への参画	
基本施策5 排出・収集計画	① 分別収集
	② 効率的な収集・運搬体制の確保
	③ ごみステーション設置への補助
	④ 家電リサイクル品目の適正排出の促進
基本施策6 中間処理計画	① 適正な中間処理
	② 焼却灰の資源化
	③ 中間処理での再資源化
基本施策7 最終処分計画	
基本施策8 その他の計画	① 海浜の漂着ごみへの対応
	② 漁業系廃棄物への対応
	③ ポイ捨て及び不法投棄等の対策
	④ ごみステーションの適正管理
	⑤ ごみの散乱防止
	⑥ 災害への対応

(2) 施策内容

基本施策4 渡島廃棄物処理広域連合への参画

北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町の1市9町による渡島廃棄物処理広域連合に参画し、渡島ブロックにおける広域処理・施設整備等を、構成市町と協力しながら円滑に進めます。

※北海道は、平成9年(1997年)「ごみ処理の広域化計画」を策定し、その中のひとつとして渡島ブロックが設定されました。これを受け、広域化に伴う効率的なごみの運搬を行うため、これまで広域焼却施設の整備と併せて中継施設3か所の整備等が進められています。ごみ処理施設「クリーンおしま」は、北斗市、七飯町のごみと、3か所の「中継施設」から運ばれたごみの処理を行っています。



図 4-1 渡島廃棄物処理広域連合の主な施設配置図

基本施策5 排出・収集計画

① 分別収集

ごみと資源ごみは、分別品目数11種類とし今後とも適正な分別収集を進めていきます。なお、大型ごみは、年2回の有料の戸別収集とし、廃乾電池は、公共施設や電気店と写真店で回収箱での回収とします。

② 効率的な収集・運搬体制の確保

本町の一般廃棄物の収集・運搬は、許可業者へ委託しています。家庭からの排出形態は、指定袋を用いごみステーションへ排出する方式とします。

なお、収集の方式、回数、収集区域は、効率化のために、必要に応じて見直しを行います。

③ ごみステーション設置への補助

ごみステーションを設置した町内会などの団体に対し、設置費用の一部を補助します。

④ 家電リサイクル品目の適正排出の促進

燃やさないごみへの混入や不法投棄を防ぐため、家電リサイクル法による品目（テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン）については、町民へ正しいルートを周知し、適正処理を促進します。

基本施策6 中間処理計画

① 適正な中間処理

町内から発生する一般廃棄物については、生活環境への影響を及ぼさないように適正に中間処理を進めます。

燃やすごみは、渡島廃棄物処理広域連合のクリーンおしま（北斗市）にて処理しているため、今後も広域連合と協同して、適正な処理・維持管理を進めていきます。

燃やさないごみ、大型ごみ、資源ごみは、不燃物処理施設（清掃センター内）にて処理・処分を行っており、法令や維持管理基準に基づき、適正な維持管理を進めていきます。

② 焼却灰の資源化

クリーンおしま（渡島廃棄物処理広域連合）において発生する可燃残渣（焼却灰）は溶融スラグ化し、民間事業者へ売却し資源として再利用されています。

③ 中間処理での再資源化

回収した資源ごみは、リサイクルセンター・資源化物選別保管施設（清掃センター内）にて、選別・保管を行い、その後、資源化します。

廃乾電池は、公共施設等に設置した回収ボックスで集めた後に、清掃センター内で保管し、民間処理業者により資源化しています。

蛍光管・水銀体温計については、不燃ごみから分別し保管され、民間業者により委託処理されています。

基本施策7 最終処分計画

中間処理後に発生する不燃物処理残渣は、町の一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

本処分場は、平成15年（2003年）から埋立を開始し、概ね20年が経過しましたが、町民の皆様のご協力もあり、ごみ排出量が減量しているため、令和33年（2051年）11月まで埋立が可能だと予測しています。ごみの適正分別・排出抑制は、最終処分場の延命化につながるため、今後も引き続きご協力をお願いしていきます。

なお、最終処分場を長期的に安全に利用するため、維持管理計画に基づき適正な維持管理に努め、法に則った維持管理情報を公開していきます。

基本施策8 その他の計画**① 海浜の漂着ごみへの対応**

噴火湾漂着ごみについては、国・道に働きかけるとともに、対策を検討していきます。

② 漁業系廃棄物への対応

ホタテ貝のウロや貝殻の付着物については、新たな資源化・処理方法について検討していきます。また、ホタテ貝の貝殻についても、東京理科大学と連携するなど、資源化についての研究を進めていきます。

③ ポイ捨て及び不法投棄等の対策

町の職員による不法投棄パトロールによる監視を行うとともに、空き地及び空き家等の環境保全に関する条例を活用し、不法投棄をしにくい美しいまちづくりを、町民・事業者と連携して進めます。

④ ごみステーションの適正管理

普段使用するごみステーションをきれいに使い、管理することは、不法投棄や違反ごみの抑制効果もあります。美しい町づくりを進めていくため、自治会等、地域での連携により、きれいなごみステーションを維持できるよう、周知・啓発を進めていきます。

⑤ ごみの散乱防止

カラスやネコ等によるごみの散乱は、環境を害し、周辺住民や通行人に迷惑となります。この問題の対策として、町では、燃やすごみは、ふた付容器に入れて出すことを周知していきます。他にも、ごみ出し時間の適正化やごみ出しルールを遵守することが大切となります。

⑥ 災害への対応

大規模地震や風水害等の自然災害が発生した際には、一時的に大量の廃棄物が発生することが懸念されます。

大規模災害時にも迅速かつ計画的に災害廃棄物を処理するために、災害廃棄物処理計画に基づき、平時より近隣市町、北海道及び民間業者との協力体制を構築していきます。

災害発生時には、災害廃棄物処理計画に基づき、初動対応を着実に実施し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を進めます。

3 町民、事業者、地域、町の協働による推進のための施策

(1) 施策体系

基本方針3 持続可能な循環型社会をめざした、町民・事業者・地域・町が協力した

一体的な取り組みの推進

基 本 施 策

基本施策9

町民・地域の連携による取り組みの支援

基本施策10

地域美化運動への取り組み促進

基本施策11

町民・事業者・地域・町による協働の体制づくりと支援

(2) 施策内容

基本施策9 町民・地域の連携による取り組みの支援

町は、多様な町民との対話の機会を充実させ、ごみ処理に関する問題や意見等を把握します。併せて、本基本計画を推進するために「環境衛生推進員」を委嘱し、町民への啓発と地域の課題解決に努めます。

また、町自らが率先行動として、長万部町地球温暖化対策実行計画などに基づく廃棄物の減量化とリサイクル推進の取り組みを進めます。

基本施策10 地域美化運動への取り組み促進

町内会、老人クラブなどの団体や学校、事業者による清掃美化運動を支援し、協働体制による地域美化への活動を推進していきます。

基本施策11 町民・事業者・地域・町による協働の体制づくりと支援

ごみに関するさまざまな課題に対しては、町だけでの対応には限界があり、十分な効果も期待できないことから、町民・事業者・地域・町が協力した一体的な取り組みの実施が不可欠です。そのためには、ごみの排出者となる町民・事業者が率先して行動する必要があるため、町は、循環型社会実現の基となる情報の提供、広報・啓発、それらを行うための場の提供など、コーディネーターとしての役割を担っていきます。

第5章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画により構成されます。その内、生活排水処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水の処理方法を定めるとともに、生活排水処理に伴い発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

本計画の計画期間は、平成25年度（2013年度）を初年度として、2027年度までの15ヶ年とします。

本計画は概ね5年ごとに見直すとともに、社会・経済情勢の大きな変化があった場合や、国や道における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、随時見直しを行うものとします。

今回の見直しは、中間見直しから5年経過しており、実績等を考慮して計画の一部を改訂するものであり、目標年度は変更しません。

2 生活排水処理の流れ

生活排水とは、し尿及び生活雑排水の総称であり、このうち生活雑排水とは炊事、洗濯及び入浴等の日常生活に伴って発生する汚水のことです。

本町より発生する生活排水は、大きく分けて公共下水道、浄化槽、し尿汲み取りに分類されます。

公共下水道に排出される生活排水については、し尿・生活雑排水ともに下水処理施設（長万部終末処理場）において処理され、公共用水域に放流されます。

浄化槽のうち、合併処理浄化槽を使用している家庭については、し尿・生活雑排水ともに処理され、処理水は公共用水域に放流され、浄化槽内に溜まった汚泥は、単独処理浄化槽汚泥とし尿汲み取りと同じく、MICS処理施設（長万部終末処理場）において処理され、公共用水域に放流されます。

一方、単独処理浄化槽、し尿汲み取りを使用している家庭については、生活雑排水は処理されず、未処理のまま公共用水域に放流されており、公共用水域の水質汚染が問題となっています。

本町における生活排水処理体系の概要は図 5-1に示すとおりです。

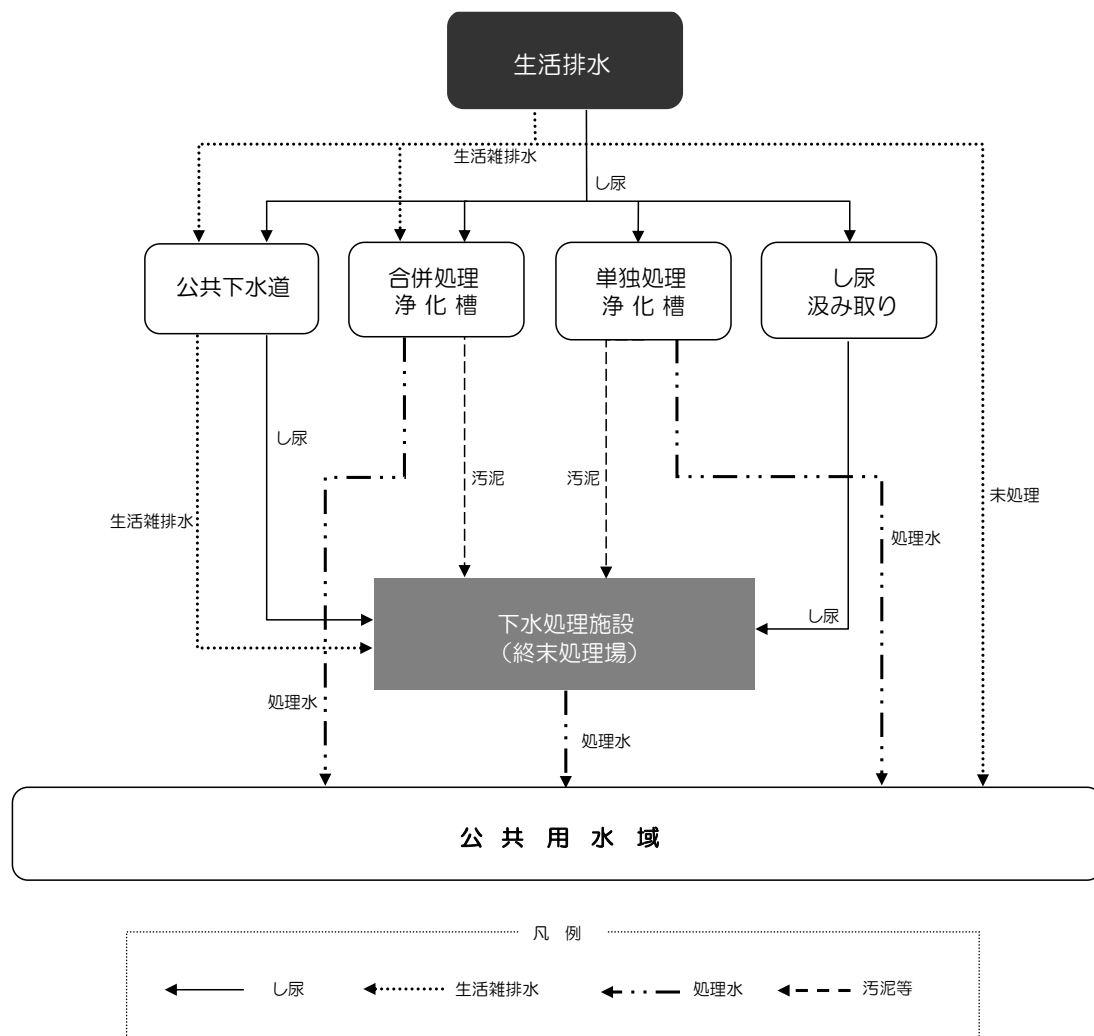


図 5-1 生活排水処理体系の概要

3 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理形態別人口の実績

本町における生活排水処理形態人口及びし尿・浄化槽汚泥処量の実績を示します。

表 5-1 生活排水形態別人口の実績

年 度	単 位	実 績									
		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)
		365	365	365	366	365	365	365	366	365	365
人 口	人	6,095	5,993	5,972	5,693	5,572	5,540	5,329	5,135	5,003	4,927
公共下水道人口（水洗化可能人口）	人	4,376	4,334	4,447	4,175	4,119	4,071	3,968	3,802	3,694	3,650
下水道普及率	%	71.8%	72.3%	74.5%	73.3%	73.9%	73.5%	74.5%	74.0%	73.8%	74.1%
公共下水道人口（水洗化済人口）	人	3,236	3,169	3,297	3,166	3,039	2,992	3,182	3,190	3,124	3,072
水洗化接続率	%	73.9%	73.1%	74.1%	75.8%	73.8%	73.5%	80.2%	83.9%	84.6%	84.2%
浄化槽処理人口	人	366	342	320	337	343	355	365	376	365	371
合併処理浄化槽人口	人	261	256	255	272	280	292	304	317	306	313
単独処理浄化槽人口	人	105	86	65	65	63	63	61	59	59	58
汲み取り人口	人	2,493	2,482	2,355	2,190	2,190	2,193	1,782	1,569	1,514	1,484
生活排水処理率	%	57.4%	57.2%	59.5%	60.4%	59.6%	59.3%	65.4%	68.3%	68.6%	68.7%
処 理 量	kℓ	2,710	2,700	2,700	2,750	2,700	2,680	2,491	2,618	2,543	2,550
し 尿	kℓ	2,400	2,300	2,200	2,200	2,200	2,180	2,041	2,068	1,993	1,950
浄化槽汚泥	kℓ	310	400	500	550	500	500	450	550	550	600
浄化槽設置数	基	149	148	145	148	150	152	153	152	152	151
合併処理浄化槽	基	78	83	86	90	94	98	101	102	102	104
単独処理浄化槽	基	71	65	59	58	56	54	52	50	50	47

資料(人口):住民基本台帳(各年10月1日)

(2) 収集・運搬体制

本町のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は民間委託としています。表5-2に収集・運搬体制を示します。

表 5-2 収集・運搬体制

区 分	収集・運搬体制	収集・運搬車
し 尿	民間委託	バキューム車
浄化槽汚泥	民間委託	バキューム車

（３）公共下水道計画の概要

表 5-3 公共下水道計画の概要

	全 体 計 画	認 可 計 画
計 画 期 間	2029 年	2024 年
計画区域面積	334 ha	306 ha
下水道処理施設	長万部終末処理場	
所 在 地	長万部町字旭浜 4 番地	
敷 地 面 積	13,200m ²	
排 除 方 式	分 流 式	
計 画 人 口	3,040人	3,390人
処 理 方 式	水 処 理：オキシデーションディッチ法	
	汚泥処理：濃縮、脱水	
処理能力水量	2,540m ³ /日	2,540m ³ /日
放 流 河 川	南部陣屋川	
処 理 水 質	BOD：15mg/ℓ以下	
	S S：40mg/ℓ以下	
汚泥処理方法	濃縮・脱水	濃縮・脱水
汚泥処分方法	セメント原料	セメント原料

（４）生活排水の処理主体

本町の生活排水処理主体を以下に示します。

表 5-4 生活排水の処理主体

・2020年度から

処理施設の種類	処 理 対 象	処 理 主 体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	長万部町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人又は長万部町
MICS 処理施設	し尿及び生活雑排水及び浄化槽汚泥	長万部町

4 生活排水処理の課題

本町では、令和4年度（2022度）時点において単独処理浄化槽と、し尿くみ取り便槽の利用人口が全体の約30%を占めており、これらの世帯から発生する生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されていることが水質汚濁の原因の一つとなっています。

将来的に公衆衛生の向上を図るとともに、豊かな自然環境を保全するため、さらに生活排水対策を進めていく必要があると考えられます。

そこで、本町の生活排水処理の現状から、以下のように課題を整理します。

- 本町での生活排水処理率は現在 68.7%であり、公共下水道への接続、合併処理浄化槽の整備を促進する必要があります。
- 単独処理浄化槽、汲み取りの世帯については、対象世帯を把握することとともに、直接訪問しての指導など、啓発が重要です。
- 当面の生活雑排水の排出源での排出量削減としては、台所での調理くず・食品残渣の回収、廃油の回収等の取り組みを行う必要があります。

5 計画のビジョン

(1) 基本目標

公衆衛生の向上と公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道や合併処理浄化槽の整備を検討するとともに、し尿収集・処理体制の充実を図っていく必要があります。

本基本計画では、将来的にも良好な水環境を保全し、よりよい形で将来に継承していくために、町民・事業者・町が協働しつつ、それぞれの役割を果たすことによって、水環境への負荷を軽減していくことを目標とします。

(2) 基本方針

生活排水処理基本計画の基本方針を以下のように定めます。

生活排水処理基本計画における基本目標の実現に向けて、生活排水を適正処理し水環境の保全を図るための対策を進めます。

【基本方針】

- 基本方針1 生活排水対策の広報と啓発を進めます
- 基本方針2 公共下水道の整備と適正な維持管理を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及を図ります。
- 基本方針3 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保を図ります。

(3) 将来計画

生活排水処理に係る将来計画を以下に示します。

生活排水処理は、家庭から排出される生活雑排水の未処理での排水を減少させることが重要となります。

本計画では、生活排水の処理が可能な公共下水道、合併処理浄化槽のさらなる普及を進め、令和9年度（2027年度）までに生活排水処理率 70.3%を目指します。

表 5-5 生活排水処理に係る将来計画

(前回の計画)

年度 項目	実 績 平成 23 年度 (2011 年度)	実 績 平成 29 年度 (2017 年度)	【中間年度】 令和 4 年度 (2022 年度)	【目標年度】 令和 9 年度 (2027 年度)
総人口	6,314 人	5,572 人	5,055 人	4,583 人
公共下水道人口	3,176 人	3,039 人	2,844 人	2,651 人
浄化槽人口	417 人	343 人	365 人	378 人
合併処理浄化槽人口	273 人	280 人	306 人	324 人
単独処理浄化槽人口	144 人	63 人	59 人	54 人
し尿汲み取り人口	2,721 人	2,190 人	1,846 人	1,554 人
生活排水処理率	54.6 %	59.6 %	62.3 %	64.9 %
し尿処理量	2,400 kℓ	2,200 kℓ	1,853 kℓ	1,560 kℓ
浄化槽汚泥処理量	330 kℓ	500 kℓ	532 kℓ	551 kℓ

(見直し後の計画)

年度 項目	実 績 平成 23 年度 (2011 年度)	実 績 平成 29 年度 (2017 年度)	実 績 令和 4 年度 (2022 年度)	【目標年度】 令和 9 年度 (2027 年度)
総人口	6,314 人	5,572 人	4,927 人	4,437 人
公共下水道人口	3,176 人	3,039 人	3,072 人	2,782 人
浄化槽人口	417 人	343 人	371 人	392 人
合併処理浄化槽人口	273 人	280 人	313 人	338 人
単独処理浄化槽人口	144 人	63 人	58 人	54 人
し尿汲み取り人口	2,721 人	2,190 人	1,484 人	1,263 人
生活排水処理率	54.6 %	59.6 %	68.7 %	70.3 %
し尿処理量	2,400 kℓ	2,200 kℓ	1,950 kℓ	1,659 kℓ
浄化槽汚泥処理量	330 kℓ	500 kℓ	600 kℓ	634 kℓ

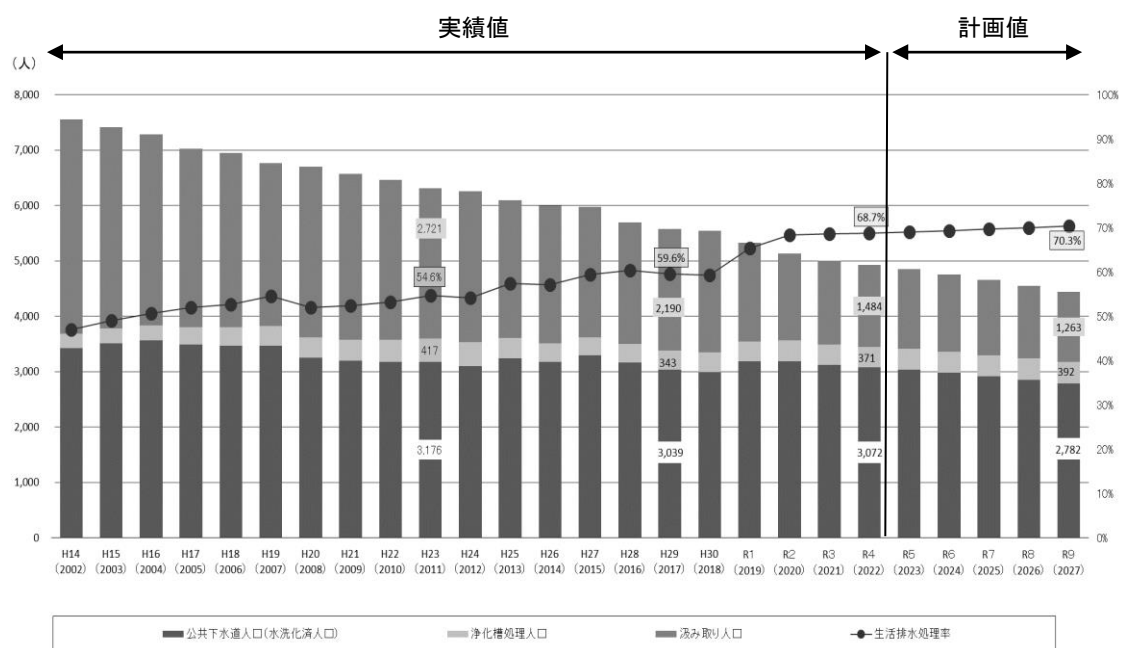


図 5-2 処理形態別人口及び生活排水処理率の将来計画

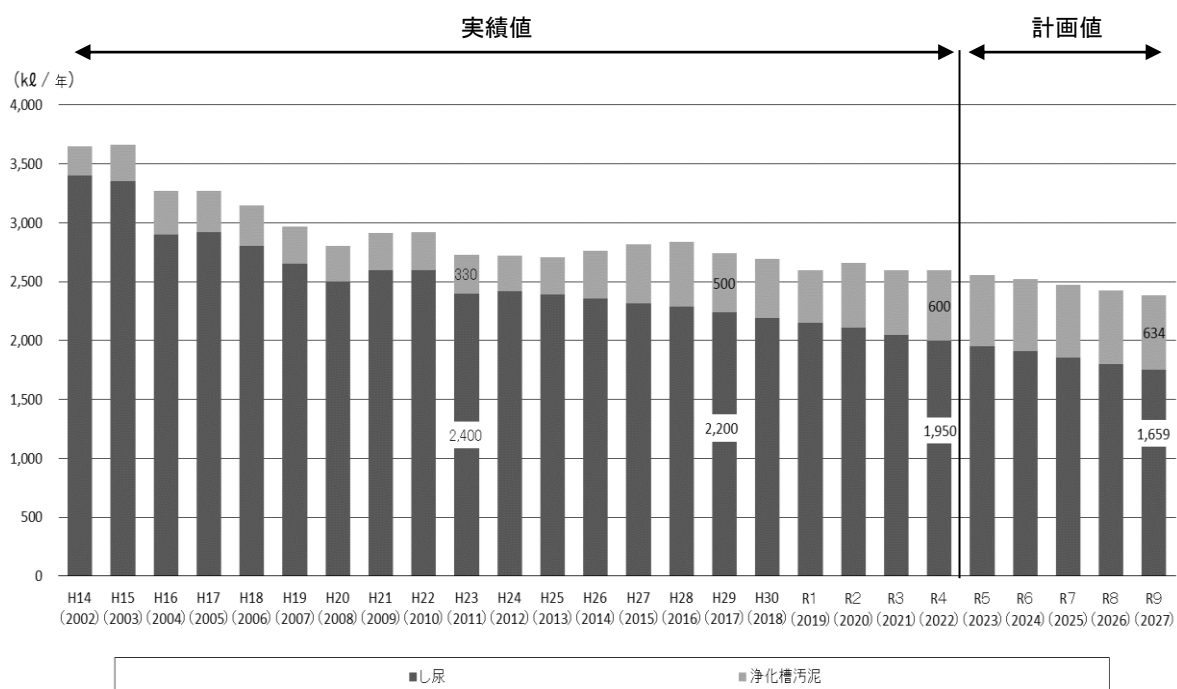


図 5-3 し尿・浄化槽汚泥処理量の将来計画

6 個別計画

（１）合併処理浄化槽等の普及推進

- 1) 公共下水道事業の計画区域外の区域については、合併処理浄化槽の設置を促進していくものとします。
- 2) 専用住宅に合併処理浄化槽を設置する際の補助制度について周知を図ります。
- 3) 既に浄化槽を使用している世帯に対しては、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び検査の実施について、周知徹底を図っていきます。

（２）公共下水道の整備推進

- 1) 下水道区域内で下水道の整備が終了し、供用が可能な地域については、早急に下水道へ接続するように指導していきます。
- 2) 下水道接続等に関する融資制度の活用について周知を図ります。

（３）収集・運搬の管理運営

し尿及び浄化槽汚泥については、民間業者による収集・運搬体制が構築されています。今後は下水道等の整備に伴い年々減少していくものと予測されますが、さらに効率的な収集・運搬が行えるように指導していきます。

（４）し尿・浄化槽汚泥の適正処理

汚水処理施設共同整備事業（MICS 事業）により処理したし尿・浄化槽汚泥の最終処分は、地域性及び資源再利用等を考慮し、建設資材流用を目的としてセメント工場へセメント原料として流用していきます。

（５）啓発事業における方策

① 情報提供の充実

町広報・啓発用のチラシ、ホームページ等によって、生活排水処理の重要性や利用促進について継続的かつ効果的に情報を発信していくことを検討します。

② 家庭でできる対策の周知

町広報やホームページによる情報提供することにより、家庭で実行できる具体的な対策について周知を図ります。

③ 各種イベントの開催

海域・河川の水質汚濁防止や水環境の保全といったテーマのイベントなどを開催し、公共用水域の保全と環境について、町民の意識の高揚を図ることを検討します。

7 基本目標達成のための役割

(1) 町民の役割

町民一人ひとりが、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水環境保全の中心的役割を担っていく必要があります。

特に、し尿汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯では、生活雑排水を衛生的に処理するように、公共下水道の整備状況に合わせ、公共下水道への早期接続や合併処理浄化槽への改造等によって生活排水処理の適正化を推進することが重要です。

(2) 事業者の役割

事業活動に伴って発生する油脂類、薬剤、その他の水質汚濁物質については、公共用水域の水質汚濁防止のため、適正な排水処理施設を設置・整備するとともに、事務所等からの生活排水についても適正な処理をすることが必要です。

(3) 町の役割

本町では、し尿・浄化槽汚泥を将来的にも安全かつ経済的に適正に処理することを図っていきます。

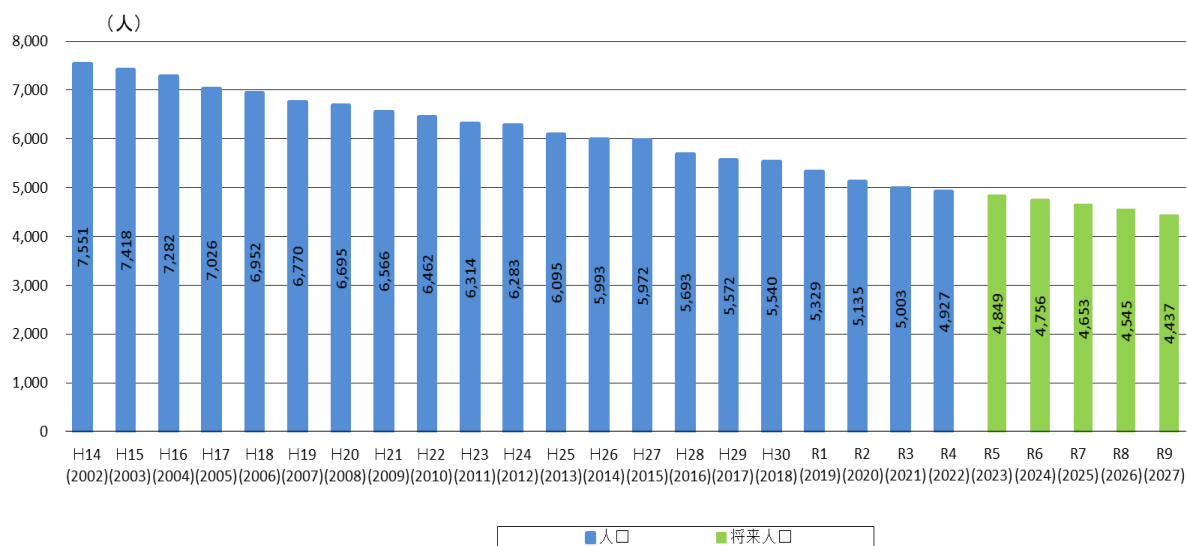
また、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の利用を促進するため、啓発活動や補助制度等の周知を図っていくものとします。

その他、町民・事業者に対しては、水環境に対する情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活用を促進していくことを検討します。

参考資料

8 将来人口

本町の将来人口を以下に示します。



資料(人口):住民基本台帳(各年10月1日)

参考資料図1 将来人口の予測

9 ごみ排出量の将来推計結果

ごみ排出量の将来推計結果を以下に示します。

参考資料 表 1 ごみ排出量の将来推計結果

			R5 2023年	R6 2024年	R7 2025年	R8 2026年	R9 2027年
人 口			4,849	4,756	4,653	4,545	4,437
日 数			366	365	365	365	366
原 単 位 (g / 人・日)	家 庭 系	燃やすごみ・燃やす粗大ごみ	741.3	741.3	741.3	741.3	741.3
		燃やさないごみ	34.7	34.7	34.7	34.7	34.7
		大型ごみ	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5
		廃乾電池	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
		資源ごみ	147.8	147.8	147.8	147.8	147.8
		家庭系排出量計	930.7	930.7	930.7	930.7	930.7
	事 業 系	可燃ごみ	115.0	115.0	115.0	115.0	115.0
		不燃ごみ	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4
		事業系排出量計	120.4	120.4	120.4	120.4	120.4
	総排出量		1051.1	1051.1	1051.1	1051.1	1051.1
	ごみ排出量		903.3	903.3	903.3	903.3	903.3
	家庭系ごみ排出量		782.9	782.9	782.9	782.9	782.9
ご み 量 (t)	家 庭 系	燃やすごみ・燃やす粗大ごみ	1,315.63	1,286.87	1,259.00	1,229.78	1,203.84
		燃やさないごみ	61.62	60.27	58.97	57.60	56.38
		大型ごみ	9.81	9.60	9.39	9.17	8.98
		廃乾電池	2.40	2.34	2.29	2.24	2.19
		資源ごみ	262.29	256.55	251.00	245.17	240.00
		家庭系排出量計	1,651.74	1,615.64	1,580.65	1,543.96	1,511.40
	事 業 系	可燃ごみ	204.13	199.67	195.34	190.81	186.79
		不燃ごみ	9.51	9.30	9.10	8.89	8.70
		事業系排出量計	213.64	208.97	204.45	199.70	195.49
	総排出量		1,865.39	1,824.61	1,785.10	1,743.66	1,706.89
	ごみ排出量		1,603.10	1,568.06	1,534.10	1,498.49	1,466.89
	家庭系ごみ排出量		1,389.46	1,359.08	1,329.65	1,298.79	1,271.40
	最終処分量		73.98	72.36	70.79	69.15	67.69
	処理後再資源化量		65.54	64.11	62.72	61.26	59.97
	総資源化量		327.83	320.66	313.72	306.43	299.97
	資源化率		17.6%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%

10 目標達成時ごみ排出量の将来推計結果

ごみ量の目標達成時将来推計結果を以下に示します。

参考資料 表2 ごみ量の目標達成時将来推計結果

			R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
人 口			4,849	4,756	4,653	4,545	4,437
日 数			366	365	365	365	366
原 単 位 (g / 人・日)	家 庭 系	燃やすごみ・燃やす粗大ごみ	732.5	723.7	714.9	706.1	697.3
		燃やさないごみ	34.3	33.9	33.5	33.0	32.6
		大型ごみ	5.3	5.1	4.8	4.6	4.3
		廃乾電池	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
		資源ごみ	149.2	150.6	152.0	153.5	155.0
		家庭系排出量計	922.6	914.5	906.5	898.5	890.6
	事 業 系	可燃ごみ	113.2	111.4	109.6	107.8	105.9
		不燃ごみ	5.3	5.2	5.1	5.0	4.9
		事業系排出量計	118.5	116.6	114.7	112.8	110.9
	総排出量		1041.1	1031.1	1021.2	1011.3	1001.5
	ごみ排出量		891.9	880.5	869.2	857.8	846.5
	家庭系ごみ排出量		773.4	763.9	754.5	745.0	735.6
ご み 量 (t)	家 庭 系	燃やすごみ・燃やす粗大ごみ	1300.01	1256.32	1214.16	1171.38	1132.39
		燃やさないごみ	60.87	58.81	56.83	54.81	52.97
		大型ごみ	9.41	8.77	8.17	7.59	7.05
		廃乾電池	2.31	2.26	2.21	2.16	2.11
		資源ごみ	264.77	261.42	258.20	254.64	251.70
		家庭系排出量計	1637.37	1587.58	1539.57	1490.58	1446.22
	事 業 系	可燃ごみ	200.91	193.36	186.09	178.76	172.05
		不燃ごみ	9.36	9.01	8.67	8.33	8.02
		事業系排出量計	210.27	202.37	194.76	187.09	180.07
	総排出量		1847.64	1789.95	1734.33	1677.67	1626.29
	ごみ排出量		1582.87	1528.53	1476.13	1423.03	1374.59
	家庭系ごみ排出量		1372.60	1326.16	1281.37	1235.94	1194.52
	最終処分量		72.78	70.00	67.33	64.64	62.18
	処理後再資源化量		64.76	62.58	60.48	58.35	56.41
	総資源化量		329.53	324.00	318.68	312.99	308.11
	資源化率		17.8%	18.1%	18.4%	18.7%	18.9%

11 生活排水処理の将来推計結果

生活排水処理の将来推計結果を以下に示します。

参考資料 表3 生活排水処理の将来推計結果

		R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)
日 数		365	366	365	365	365
人 口	人	4,849	4,756	4,653	4,545	4,437
公共下水道人口（水洗化可能人口）	人	3,530	3,462	3,387	3,309	3,230
下水道普及率	%	72.8%	72.8%	72.8%	72.8%	72.8%
公共下水道人口（水洗化済人口）	人	3,032	2,976	2,913	2,848	2,782
水洗化接続率	%	85.9%	86.0%	86.0%	86.1%	86.1%
浄化槽処理人口	人	375	378	384	387	392
合併処理浄化槽人口	人	317	322	328	333	338
単独処理浄化槽人口	人	58	56	56	54	54
汲み取り人口	人	1,442	1,402	1,356	1,310	1,263
生活排水処理率	%	69.1%	69.3%	69.7%	70.0%	70.3%
処 理 量	kℓ	2,501	2,460	2,402	2,348	2,293
し尿	kℓ	1,895	1,847	1,781	1,722	1,659
し尿（原単位）	ℓ/人・日	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60
浄化槽汚泥	kℓ	606	613	621	626	634
浄化槽汚泥（原単位）	ℓ/人・日	4.43	4.43	4.43	4.43	4.43
浄化槽設置数	基	160	162	165	167	170
合併処理浄化槽	基	112	115	118	121	124
単独処理浄化槽	基	48	47	47	46	46